

資料2－3

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB27-9 r.0.0
提出年月日	令和5年10月12日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(設計基準対象施設等)
比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

令和5年10月
北海道電力株式会社

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 適合性の説明</p> <p>2. 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響 2.1 はじめに 2.2 変更の概要 2.3 基準適合性への影響</p>	<p style="text-align: center;">第27条：放射性廃棄物の処理施設</p> <p style="text-align: center;"><目次></p> <p>1. 基本方針 1.1 適合性の説明</p> <p>2. 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の3号炉との共用取止めによる影響 2.1 はじめに 2.2 変更の概要 2.3 基準適合性への影響</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><概要></p> <p>1.において、1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めを踏まえた、設置許可基準規則の要求事項に対する2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対処施設について、1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めに伴う、設置許可基準規則及び技術基準規則の要求事項に対する2号炉における適合性への影響について説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 合適性の説明 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.1 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>(放射性廃棄物の処理施設) 第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。 二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。</p>	<p style="text-align: center;"><概要></p> <p>1.において、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の3号炉との共用取止めを踏まえた、設置許可基準規則の要求事項に対する3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の3号炉との共用取止めに伴う、設置許可基準規則及び技術基準規則の要求事項に対する3号炉における適合性への影響について説明する。</p> <p>1. 基本方針 1.1 合適性の説明 1.12 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.12.3 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年7月8日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <p>(放射性廃棄物の処理施設) 第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。 二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。</p>	<p>設備の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊発電所3号炉は、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用を取止めるため。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の構成が異なる。 申請日の相違 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 四角枠の外に項題を記載するのは、泊3号炉の既許可の様式。
<p>適合のための設計方針</p> <p>1 一について 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理施設は、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）において定める線量目標値を達成できるように設計する。</p> <p>気体廃棄物の主なものである空気抽出器排ガスを活性炭式希ガス・ホールドアップ塔に通し排ガス中の放射能を十分減衰させ、監視しながら排気筒から放出する。 また、他の排気については下記の対策を講じることにより、排気中の放射性物質の低減を図った後、監視しながら排気筒から放出する。</p>	<p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備は、周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）において定める線量目標値を達成できるように設計する。</p> <p>(1) 窒素をカバーガスとする各タンクからのベントガス、各機器からのベントガス等の窒素廃ガスは、ガス圧縮装置により加圧圧縮し、ガスサージタンクに一時貯留して冷却材貯蔵タンクのカバーガスとして再利用するが、気体量が余剰となれば活性炭式希ガスホールドアップ装置に送り放射能を十分に減衰させた後、換気空調設備のフィルタを通して放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可の記載表現 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> BWRとPWRの設備の相違 ガスを活性炭式希ガスホールドアップ装置（塔）で処理する設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) タービン・グランドのシールには、グランド蒸気発生器の蒸気を使用し、かつ、グランド蒸気発生器への給水には、復水貯蔵タンク水を使用することにより、グランド蒸気復水器の排ガス中の放射性物質を無視できる程度とする。		設計方針の相違 ・BWRとPWRの設備の相違（PWR2次系は放射性物質を含まず、当該記載は不要。）
(2) 原子炉の通常停止時には、原子炉出力及び圧力が低下した後にも、空気抽出器の運転を続行して、その排ガスを活性炭式希ガス・ホールドアップ塔等で処理することにより、原子炉の起動時に運転する真空ポンプ排ガス中に含まれる放射性物質を低減する。	(2) 体積制御タンクへ水素の連続注入を行う場合のバージガス等の水素廃ガスは、活性炭式希ガスホールドアップ装置で放射能を十分に減衰させた後、換気空調設備のフィルタを通して放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する設計とする。	設計方針及び記載表現の相違 ・BWRとPWRの設備の相違 ・ガスを活性炭式希ガスホールドアップ装置（塔）で処理する設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。
(3) 汚染の可能性のある区域からの換気系の排気については、粒子用フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を低減する。	(3) 汚染の可能性のある区域からの換気空調設備の排気については、適切なフィルタで処理することにより、排気中に含まれる放射性物質を低減した後、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する設計とする。	記載表現の相違 ・フィルタで排気を処理する設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。
液体廃棄物処理系は液体廃棄物をその種類に応じろ過、脱塩、蒸発濃縮等適切な処理を行う。機器ドレン系及び床ドレン・化学廃液系の処理済液は、原則として環境に放出せず、できる限り再使用する。また、床ドレン・化学廃液系の余剰水及びランドリ・ドレンは、あらかじめ放射性物質濃度が十分低いことを確認して復水器冷却水放水路へ放出する。	(4) 放射性液体廃棄物は、フィルタ、蒸発装置、脱塩塔等で処理することにより、放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。処理後の蒸留水は、試料採取分析を行い放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後に放射性物質の濃度を監視しながら復水器冷却水の放水口から放出するか、又は再使用する設計とする。	記載表現の相違 ・液体廃棄物をろ過、蒸発、脱塩等により処理する設計は同じあり、既許可の記載表現を踏襲。 設計方針の相違 ・設備や運用に相違有り。
なお、2号炉と共に用することとしていた1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系は共用を止めることとするが、2号炉の運用に必要な容量及び処理能力を有する設備を2号炉において設置していること並びに2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しない運用とするところから、液体廃棄物の処理能力に影響はない。	なお、3号炉と共に用することとしていた1号及び2号炉設置の液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）のうち洗浄排水処理系及び固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）のドラム缶詰め装置のうちアスファルト固化装置は共用を止めることとするが、3号炉の運用に必要な容量及び処理能力を有する設備を3号炉において設置していることから、液体廃棄物の処理能力に影響はない。	設備の相違 【大飯】色識別は省略 記載表現の相違 ・既許可の記載表現を踏襲。 記載方針の相違 ・プラントにより、箇条書きと文書列記の記載有り。
比較のため「大飯3、4号炉：令和3年5月19日許可まで反映：設置変更許可申請 完本版 添付書類八 P8-1-271～272」より引用		
について		
気体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受けれる線量が「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年）を達成できるように、次のようにろ過、貯留、減衰及び管理等により、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とする。		
窒素をカバーガスとする各タンクからのペントガス等の窒素廃ガス及び体積制御タンクからバージされる水素廃ガスは、活性炭式希ガスホールドアップ装置に通し、廃ガス中の放射性物質の濃度及び量を低減させた後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。		
換気空気は、微粒子フィルタ等を通した後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。		
また、液体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の受けれる線量が「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年）を達成できるように、次のようなろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>減衰及び管理等により、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる設計とする。</p> <p>放射性液体廃棄物は、原則として、フィルタ、蒸発器、脱塩塔等で処理した後、必要期間貯留し、蒸留水等は再使用するか、又は試料採取分析を行い、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、放射性物質の濃度を監視しながら放出する。</p> <p>また、その際に発生する濃縮廃液等は、放射性固体廃棄物として処理する。</p> <p>比較のため「大飯3、4号炉：令和3年5月19日許可まで反映：設置変更許可申請 完本版 添付書類八 P8-1-271～272」より引用</p>		<p>【大飯】色識別は省略 記載表現の相違 ・既許可の記載表現を踏襲。</p>
<p>比較のため「伊方3号炉：令和2年9月16日許可まで反映：設置変更許可申請 完本版 添付書類八 P8-1-614～615」より引用</p> <p>一について</p> <p>放射性気体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する放射性気体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の被ばく線量を実用可能な限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足するように、次のようにろ過、貯留、減衰、管理等を行い、濃度及び量を低減できる設計とする。</p> <p>(1) 窒素をカバーガスとする各タンクからのベントガス、各機器からのベントガス等の窒素廃ガスは、ガス減衰タンクに一定期間貯留して放射能を減衰させた後、放射性物質の濃度を監視しながら補助建屋排気筒から放出できる設計とする。</p> <p>(2) 体積制御タンクへ水素の連続注入を行う場合にバージされる廃ガスは、水素再結合装置で処理し、放射性ガスを水素再結合ガス減衰タンクに貯留して放射能を減衰させた後、放射性物質の濃度を監視しながら補助建屋排気筒から放出できる設計とする。</p> <p>(3) 排気空気は粒子用フィルタ等を通した後、放射性物質の濃度を監視しながら補助建屋排気筒又は格納容器排気筒から放出できる設計とする。</p> <p>放射性液体廃棄物処理設備の設計に際しては、原子力発電所の運転に伴い周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による発電所周辺の一般公衆の被ばく線量を実用可能な限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足するように、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、管理等を行い、濃度及び量を低減できる設計とする。</p>		<p>【伊方】 記載表現の相違 ・既許可の記載表現を踏襲。</p>
<p>1二について</p> <p>放射性液体廃棄物の処理施設は、これらの施設からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止するため、次の各項を考慮した設計とする。</p> <p>(1) 漏えいの発生を防止するため、処理施設には適切な材料を使用するとともに、適切な計測制御設備を設ける。</p> <p>(2) 放射性液体が漏えいした場合には、漏えいを早期に検出し、中央制御室等に警報を発する。</p>	<p>第1項第2号について</p> <p>放射性液体廃棄物の処理設備及びこれに関連する設備は、これらの設備からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出の防止のため、次の各項を考慮した設計とする。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の処理設備及びこれに関連する設備は、適切な材料を使用し、かつ適切な計測制御設備を有し、漏えいの発生を防止できる設計とする。</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物の処理設備及びこれに関連する設備は、タンク等から漏えいが生じたとき、漏えいを早期に検出し、中央制御室に警報を発信する設計とする。</p>	<p>【補足説明】 ・島根も泊も、本件の対象が放射性廃棄物の処理施設であることから、左記の項目を掲載。</p> <p>記載表現の相違 記載表現の相違 ・既許可の記載表現を踏襲。</p> <p>記載表現の相違 ・適切な材料と計測制御設備により、漏えいの発生を防止する設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。</p> <p>記載表現の相違 ・漏えいの早期検出と中央制御室での警報発信の設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、処理施設は独立した区画内に設けるか周辺にせき等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じる。</p> <p>(3) 建物外に通じる出入口等にはせき等を設け、建物外への漏えいを防止する。</p> <p>(4) 敷地外へ管理されない排水を排出する排水路上には施設内部の床面を設けない。 また、関連する施設内には管理されない排水路に通じる開口部を設けない。</p>	<p>また、放射性液体廃棄物の処理設備及びこれに関連する設備は建屋の床及び壁面に漏えいしにくい対策を行い、独立した区画内に設けるあるいは周辺にせき等を設け漏えいの拡大防止の対策を講ずることにより、放射性液体廃棄物が万一漏えいした場合は、適切に措置できる設計とする。</p> <p>(3) 建屋からの漏えいに対して、建屋外に通ずる出入口等には漏えいすることを防止するためのせき等を設け、かつ、床及び壁面は建屋外へ漏えいしにくい対策を行う設計とする。</p> <p>(4) 管理されない排水が流れる排水路を通じて放射性液体廃棄物が敷地外へ放出されることのない設計とする。</p> <p>第1項第3号について 放射性固体廃棄物の処理設備は、廃棄物の処理過程において放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）で焼却処理後ドラム缶に詰めて貯蔵保管する設計とする。 (2) その他の濃縮廃液等は、固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し、貯蔵保管する。 (3) 使用済液体用フィルタは、必要に応じてコンクリート等で内張りしたドラム缶に詰めて貯蔵保管する。 (4) 布、紙等の雑固体廃棄物は、必要に応じて圧縮又は焼却により減容し、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管する。ドラム缶等に詰めることができないものについては、こん包し貯蔵保管する。 (5) 使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するものとする。 これらの処理過程で生ずる粒子等は微粒子フィルタで除去する。 <p>また、セメント固化装置は独立した区画内に設け、必要に応じて周辺にせきを設ける設計とする。ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）は独立した区画内に設置し、周辺にせきを設ける設計とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、さらに床及び壁面に漏えいしにくい対策を行うことを既許可で記載。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せき等で漏えい防止する設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、さらに床及び壁面に漏えいしにくい対策を行うことを既許可で記載。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理されない排水を敷地外へ出さないという設計は同じであり、既許可の記載表現を踏襲。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、共用を取りやめる設備に放射性固体廃棄物の処理設備が含まれないため、「三について」を掲載していない。 ・泊発電所3号炉は、固体廃棄物の廃棄設備のうちアスファルト固化装置についても共用を取止めるため、掲載した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 1号炉液体廃棄物処理系の2号炉との共用取止めによる影響 2.1はじめに 1号炉及び2号炉の液体廃棄物処理設備の運用効率化を図るために、液体廃棄物処理系を共用しているが、2号炉と共に1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系について、2号炉との共用を取止めることから、共用取止めにより基準適合性への影響がないことを確認する。 2.2変更の概要 2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年12月25日申請）に係る基準適合性の説明として、以下のとおり変更する。 (変更前) 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。	2. 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の3号炉との共用取止めによる影響 2.1はじめに 1号、2号及び3号炉の洗たく作業の運用効率化を図るために、液体廃棄物処理設備と固体廃棄物処理設備を共用しているが、3号炉と共に1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置について、3号炉との共用を取止めることから、共用取止めにより基準適合性への影響がないことを確認する。 2.2変更の概要 3号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年7月8日申請）に係る基準適合性の説明として、以下のとおり変更する。 (変更前) 洗浄排水処理系は、洗浄排水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗浄排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗浄排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液等のセメント固化装置及びアスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのベイラー（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後ドラム缶詰め又は固化材（アスファルト）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。また、その他の濃縮廃液等は、固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。	設備の相違 設備、運用の相違 ・運用効率化を図る対象の相違 記載表現・設備名称の相違 設備の相違 設備の相違 記載表現の相違 ・申請日の相違 記載表現の相違 設備の相違 【補足説明】 左記は、以下の項目の抜粋 ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (n)液体廃棄物の廃棄設備 (1)構造 設備の相違 ・泊発電所3号炉は、固体廃棄物の廃棄設備のうちアスファルト固化装置についても共用を取りやめる。 【補足説明】 左記は、以下の項目の抜粋 ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (n)固体廃棄物の廃棄設備 (1)構造 設備の相違 記載表現の相違 設備の相違 【補足説明】 ・島根は「1号炉機器ドレン系の2号炉との共用を取止め」る一方、「2号炉機器ドレン系の1号炉との共用は継続」し、機器ドレン系の記載は変わらない。
島根2号炉の（変更後）記載内容は、変更方針であり、泊3号炉の設置変更許可申請書の文章と比較するため、島根2号炉の申請書本文を参考に掲載した。 【参考掲載】 島根2号炉 原子炉設置変更許可申請書（平成25年12月25日申請、令和3年9月15日許可）のうち令和3年5月10日補正から抜粋 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (2) 液体廃棄物の廃棄設備 (i) 構造 (変更後の原子炉設置変更許可申請書の文章) 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。 (変更後) 1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系の2号炉との共用を取止めること。（以下「共用取止め」という。）なお、2号炉の機器ドレン系、床ドレン・化学廃液系、ランドリ・ドレン系については、引き続き1号炉と共用をする。	(変更後) 洗浄排水処理系は、洗浄排水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗浄排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗浄排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。 ただし、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の3号炉との共用を取止める。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液等のセメント固化装置、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する。</p> <p>また、他の濃縮廃液等は、固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 泊は、洗浄排水処理系を構成する記載の設備は全て3号炉設置であり1号及び2号炉設置の設備は「等」に含めており、記載は変わらない。 これを踏まえ、設置号炉を識別した共用取止めの一文を追加。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊発電所3号炉は、固体廃棄物の廃棄設備のうちアスファルト固化装置についても共用を取止める。
2.3 基準適合性への影響 (1) 共用取止めによる影響（関連条文：設置許可基準規則第12条） 安全施設である液体廃棄物処理系設備の共用を取止めることから、発電用原子炉施設の安全性を損なうことではなく、要求事項を満足しており、基準適合性への影響はない。（第1、2表参照）	2.3 基準適合性への影響 (1) 共用取止めによる影響（関連条文：設置許可基準規則第12条） 安全施設である1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用を取止めることから、発電用原子炉施設の安全性を損なうことなく、要求事項を満足しており、基準適合性への影響はない。（第1、2表参照）	設備の相違
(2) 共用取止めによる影響（関連条文：設置許可基準規則第27条） a. 1号炉機器ドレン系の共用取止めによる影響 2号炉で発生する機器ドレン廃液は、2号炉の機器ドレン系設備又は1号炉の機器ドレン系設備で処理を行っていたが、共用取止めに伴い、2号炉の機器ドレン系設備のみで処理する。	(2) 共用取止めによる影響（関連条文：設置許可基準規則第27条） a. 1号及び2号炉洗浄排水処理系の共用取止めによる影響 3号炉で使用する保護衣類等は、3号炉のほか1号及び2号炉においても洗たくを行う運用を計画していたが、このうち1号及び2号炉で洗たくを行う運用を止め、3号炉で使用する保護衣類等は3号炉のみで洗たくを行い、その廃液は3号炉設置の洗浄排水処理系で処理することから、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の3号炉との共用を取止める。	設備の相違 設備、運用の相違 記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は設置変更許可後に工事認可を得ていなかったため、実運用に至っていないかった。
平常運転時に2号炉で発生する機器ドレン廃液の推定発生量は約65m ³ /dであるが、2号炉の機器ドレン系設備は第1表に示す容量を有しており、処理可能である。 また、2号炉の機器ドレン系設備は引き続き1号炉と共に続けるが、1号炉の廃液については、1号炉の機器ドレン系設備若しくは2号炉の廃液処理を優先したうえで、2号炉の機器ドレン系設備の裕度の範囲で処理する。	平常運転時に3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水等の推定発生量は約2,500m ³ /yであるが、3号炉設置の洗浄排水処理系は第1表に示す容量を有しており、処理可能である。 また、3号炉設置の洗浄排水処理系は、引き続き1号及び2号炉と共に続けるが、1号及び2号炉で使用する保護衣類等の洗たくについては、1号及び2号炉で洗たくを行う若しくは3号炉の洗たくを優先したうえで、3号炉の洗浄排水処理系の裕度の範囲で行うものとする。 1号、2号及び3号炉で使用する保護衣類等を合算した洗たく排水等の推定発生量は約4,900m ³ /yであり、3号炉の洗浄排水処理系で処理可能な範囲である。	記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> 既許可に記載の単位を踏襲。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の値は、1号及び2号炉との共用前である建設時許可（平成15年7月2日許可）の添付八に記載の値である。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の洗浄排水処理系は、1～3号炉の保護衣類等の全てを洗たくして発生する洗たく排水を処理可能な容量を有している。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の値は、1号及び2号炉と

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>従って、1号炉の機器ドレン系設備の共用を取止めることによる、液体廃棄物の処理能力に影響はない。（第1～4表、第1、2図参照）</p> <p>なお、機器ドレン系設備は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから共用止めによる影響はない。（第2、3表参照）</p> <p>b. 1号炉床ドレン・再生廃液系の共用取止めによる影響 2号炉で発生する床ドレン・化学廃液は、2号炉の床ドレン・化学廃液系※設備又は1号炉の床ドレン・再生廃液系※設備で処理を行っていたが、共用取止めに伴い、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備のみで処理する。平常運転時に2号炉で発生する床ドレン・化学廃液の推定発生量は約30m³/dであるが、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備は第1表に示す容量を有しており、処理可能である。また、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備は引き続き1号炉と共用を続けるが、1号炉の廃液については、1号炉の床ドレン・再生廃液系設備若しくは2号炉の廃液処理を優先したうえで、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備の裕度の範囲で処理する。従って、1号炉の床ドレン・再生廃液系の共用を取止めることによる、液体廃棄物の処理能力に影響はない。（第1～4表、第1、2図参照） また、1号炉の床ドレン・再生廃液系設備及び2号炉の床ドレン・化学廃液系設備は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから、共用止めによる影響はない。（第2、3表参照） なお、サイトバンク設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）で発生する床ドレン廃液は、これまで1号炉の廃液中和タンクを移送先とし、1号炉の床ドレン・再生廃</p>	<p>従って、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の共用を取止めることによる、洗たく排水の処理能力に影響はない。（第1～5表、第1～3図参照） さらに、液体廃棄物の年間推定放出量（トリチウムを除く）は、1号及び2号炉合計で約1.5×10^{10}Bq/y（共用取止め前は約1.6×10^{10}Bq/y）、3号炉で約1.1×10^9Bq/yであり、液体廃棄物による実効線量の評価に從来から用いている放射性物質の放出放射能量（1号、2号炉及び3号炉それぞれ3.7×10^{10}Bq/y（トリチウムを除く））に比べて十分に小さい値となっているため、線量評価に用いる放出放射能量に変更はない。 なお、洗浄排水処理系は、液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから共用止めによる影響はない。（第3、4表参照）</p> <p>b. 1号及び2号炉アスファルト固化装置の共用取止めによる影響 1号及び2号炉設置のアスファルト固化装置は、1号、2号及び3号炉で使用する保護衣類等を1号及び2号炉で洗たくした場合に発生する洗たく排水等について1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系で処理した濃縮廃液を固化剤（アスファルト）とともにドラム缶内に固化するために用いる計画であった。 今回、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めに伴い、1号及び2号炉設置のアスファルト固化装置は、1号及び2号炉で使用する保護衣類等の洗たくで発生する洗たく排水等を処理した濃縮廃液のみを処理する。 3号炉設置の洗浄排水処理系で発生する洗浄排水濃縮廃液の処理は、引き続き1号及び2号炉と共に使用的な雑固体焼却設備で焼却処理後、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する現状の運用を継続する。 従って、1号及び2号炉アスファルト固化装置の共用を取止めることによる、3号炉の洗たく排水の処理能力に影響はない。（第1～5表、第1～3図参照）</p>	<p>の共用の許可（平成22年11月26日許可）の添付八に記載の値である。</p> <p>設備の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊では、液体廃棄物による実効線量の評価に影響がない旨についても記載。</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違 ・泊発電所3号炉は、固体廃棄物の廃棄設備のうちアスファルト固化装置についても共用を取止める。 ・1号及び2号炉の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の3号炉との共用化は、設工認の取得前であるため実運用に至つておらず、現状は左記の内容で濃縮廃液の処理を行っている。</p> <p>【島根】 設計方針・設備の相違 ・泊に比較対象が無いため、着色識別を省略する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>液系設備又は2号炉の床ドレン・化学廃液系設備により処理してきたが、移送先を2号炉の床ドレン・タンクに変更し、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備による処理に見直す。サイトバンカ設備から発生する床ドレン廃液は少量（最大発生量（実績）：約2.5m³/d）であり、2号炉から発生する廃液（推定発生量：約30m³/d）に加えても2号炉床ドレン・化学廃液系設備で十分に処理できる。従って、共用取止めによる影響はない。</p> <p>※：1号炉の床ドレン・再生廃液系及び2号炉の床ドレン・化学廃液系は共に「導電率が高く脱塩処理に適さない原子炉建物、ドライウェル、ターピン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプルに集めた床ドレン廃液、脱塩器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の除染廃液等」を処理する系統。</p> <p>c. 1号炉シャワ・ドレン系の共用取止めによる影響 1号炉のシャワ・ドレン系設備は、1号炉のチラードレン及び1、2号炉の管理区域退域時の手洗い時等に発生するシャワ・ドレン廃液を処理する設備であり、これまで2号炉と共用していたが、管理区域退域時の手洗い運用を既に廃止しており、今後、2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しないことから、1号炉のシャワ・ドレン系の共用を取止めることによる影響はない。（第2～4表、第1、2図参照）</p> <p style="text-align: center;">以上</p>		

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																															
<p>第1表 2号炉液体廃棄物処理系基本仕様</p> <p>1. 機器ドレン系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基数</th><th>容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器ドレン・タンク</td><td>2</td><td>約 160m³/基</td></tr> <tr> <td>ろ過脱塩器</td><td>1</td><td>約 70m³/h</td></tr> <tr> <td>脱塩器</td><td>1</td><td>約 70m³/h</td></tr> <tr> <td>機器ドレン処理水タンク</td><td>1</td><td>約 160m³</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 床ドレン・化学廃液系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基数</th><th>容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床ドレン・タンク</td><td>2</td><td>約 100m³/基</td></tr> <tr> <td>化学廃液タンク</td><td>1</td><td>約 100m³</td></tr> <tr> <td>濃縮器（床ドレン用）</td><td>2</td><td>約 4.5m³/h/基</td></tr> <tr> <td>濃縮器（化学廃液用）</td><td>1</td><td>約 3m³/h</td></tr> <tr> <td>凝縮水受タンク</td><td>1</td><td>約 100m³</td></tr> <tr> <td>ろ過脱塩器</td><td>1</td><td>約 40m³/h</td></tr> <tr> <td>脱塩器</td><td>1</td><td>約 40m³/h</td></tr> <tr> <td>処理水タンク</td><td>1</td><td>約 100m³</td></tr> </tbody> </table> <p>3. ランドリ・ドレン系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>基数</th><th>容量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ランドリ・ドレン収集タンク</td><td>2</td><td>約 30m³/基</td></tr> <tr> <td>濃縮器</td><td>1</td><td>約 1.7m³/h</td></tr> <tr> <td>ランドリ・ドレン・サンプル・タンク</td><td>2</td><td>約 30m³/基</td></tr> <tr> <td>脱塩器</td><td>1</td><td>約 12m³/h</td></tr> <tr> <td>ろ過器</td><td>1</td><td>約 10m³/h</td></tr> <tr> <td>ランドリ・ドレン・タンク</td><td>2</td><td>約 30m³/基</td></tr> </tbody> </table>	種類	基数	容量	機器ドレン・タンク	2	約 160m ³ /基	ろ過脱塩器	1	約 70m ³ /h	脱塩器	1	約 70m ³ /h	機器ドレン処理水タンク	1	約 160m ³	種類	基数	容量	床ドレン・タンク	2	約 100m ³ /基	化学廃液タンク	1	約 100m ³	濃縮器（床ドレン用）	2	約 4.5m ³ /h/基	濃縮器（化学廃液用）	1	約 3m ³ /h	凝縮水受タンク	1	約 100m ³	ろ過脱塩器	1	約 40m ³ /h	脱塩器	1	約 40m ³ /h	処理水タンク	1	約 100m ³	種類	基数	容量	ランドリ・ドレン収集タンク	2	約 30m ³ /基	濃縮器	1	約 1.7m ³ /h	ランドリ・ドレン・サンプル・タンク	2	約 30m ³ /基	脱塩器	1	約 12m ³ /h	ろ過器	1	約 10m ³ /h	ランドリ・ドレン・タンク	2	約 30m ³ /基	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1表 3号炉液体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(1) 格納容器冷却材ドレンタンク 基 数 1 容 量 約 1.3m³ 材 料 ステンレス鋼</p> <p>(2) 冷却材貯蔵タンク 基 数 2 容 量 約 360m³ (1基当たり) 材 料 ステンレス鋼</p> <p>(3) ほう酸回収装置陽イオン脱塩塔 基 数 1 樹脂容量 約 0.57m³ 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(4) ほう酸回収装置混床式脱塩塔 基 数 1 樹脂容量 約 0.34m³ 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(5) ほう酸回収装置 基 数 1 容 量 約 3.4m³/h 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(6) 補助建屋サンプタンク 基 数 1 容 量 約 10m³ 材 料 ステンレス鋼</p> <p>(7) 廃液貯蔵ピット 基 数 2 容 量 約 80m³ (1基当たり) ライニング材料 ステンレス鋼</p> <p>(8) 廃液蒸発装置 基 数 1 容 量 約 1.7m³/h 本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(9) 廃液蒸留水脱塩塔 基 数 1 樹脂容量 約 0.57m³ 本体材料 ステンレス鋼</p>	設備の相違
種類	基数	容量																																																															
機器ドレン・タンク	2	約 160m ³ /基																																																															
ろ過脱塩器	1	約 70m ³ /h																																																															
脱塩器	1	約 70m ³ /h																																																															
機器ドレン処理水タンク	1	約 160m ³																																																															
種類	基数	容量																																																															
床ドレン・タンク	2	約 100m ³ /基																																																															
化学廃液タンク	1	約 100m ³																																																															
濃縮器（床ドレン用）	2	約 4.5m ³ /h/基																																																															
濃縮器（化学廃液用）	1	約 3m ³ /h																																																															
凝縮水受タンク	1	約 100m ³																																																															
ろ過脱塩器	1	約 40m ³ /h																																																															
脱塩器	1	約 40m ³ /h																																																															
処理水タンク	1	約 100m ³																																																															
種類	基数	容量																																																															
ランドリ・ドレン収集タンク	2	約 30m ³ /基																																																															
濃縮器	1	約 1.7m ³ /h																																																															
ランドリ・ドレン・サンプル・タンク	2	約 30m ³ /基																																																															
脱塩器	1	約 12m ³ /h																																																															
ろ過器	1	約 10m ³ /h																																																															
ランドリ・ドレン・タンク	2	約 30m ³ /基																																																															

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>(10) 廃液蒸留水タンク</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 80m³ (1基当たり)</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(11) 洗浄排水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 22m³ (1基当たり)</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(12) 洗浄排水蒸発装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 1.7m³/h</td></tr> <tr><td>本体材料</td><td>耐食耐熱合金鋼</td></tr> </table> <p>(13) 洗浄排水蒸留水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>2</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 11m³ (1基当たり)</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(14) 洗浄排水濃縮廃液タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 6m³</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(15) 洗浄排水濃縮廃液移送容器 (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 1m³</td></tr> <tr><td>本体材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(16) 酸液ドレンタンク</p> <table> <tr><td>基 数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約 1m³</td></tr> <tr><td>材 料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table>	基 数	2	容 量	約 80m ³ (1基当たり)	材 料	ステンレス鋼	基 数	2	容 量	約 22m ³ (1基当たり)	材 料	ステンレス鋼	基 数	1	容 量	約 1.7m ³ /h	本体材料	耐食耐熱合金鋼	基 数	2	容 量	約 11m ³ (1基当たり)	材 料	ステンレス鋼	基 数	1	容 量	約 6m ³	材 料	ステンレス鋼	基 数	1	容 量	約 1m ³	本体材料	ステンレス鋼	基 数	1	容 量	約 1m ³	材 料	ステンレス鋼	設備の相違
基 数	2																																											
容 量	約 80m ³ (1基当たり)																																											
材 料	ステンレス鋼																																											
基 数	2																																											
容 量	約 22m ³ (1基当たり)																																											
材 料	ステンレス鋼																																											
基 数	1																																											
容 量	約 1.7m ³ /h																																											
本体材料	耐食耐熱合金鋼																																											
基 数	2																																											
容 量	約 11m ³ (1基当たり)																																											
材 料	ステンレス鋼																																											
基 数	1																																											
容 量	約 6m ³																																											
材 料	ステンレス鋼																																											
基 数	1																																											
容 量	約 1m ³																																											
本体材料	ステンレス鋼																																											
基 数	1																																											
容 量	約 1m ³																																											
材 料	ステンレス鋼																																											

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">第2表 3号炉固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <table> <tr> <td>(1) 使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td>基 数 3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量 約 70m³ (1基当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>材 料 ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>(2) セメント固化装置</td> <td>基 数 1</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用済液体用フィルタ取扱装置</td> <td>基 数 1</td> </tr> <tr> <td>(4) ベイラ (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</td> <td>基 数 1</td> </tr> <tr> <td>(5) 雜固体焼却設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</td> <td>基 数 1</td> </tr> <tr> <td>(6) 固体廃棄物貯蔵庫 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)</td> <td>面 積 延約 3,300m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量 約 18,000 本相当 (200L ドラム缶)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構 造 地上式鉄筋コンクリート造</td> </tr> </table>	(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	基 数 3		容 量 約 70m ³ (1基当たり)		材 料 ステンレス鋼	(2) セメント固化装置	基 数 1	(3) 使用済液体用フィルタ取扱装置	基 数 1	(4) ベイラ (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	基 数 1	(5) 雜固体焼却設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	基 数 1	(6) 固体廃棄物貯蔵庫 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	面 積 延約 3,300m ²		容 量 約 18,000 本相当 (200L ドラム缶)		構 造 地上式鉄筋コンクリート造	設備の相違
(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	基 数 3																					
	容 量 約 70m ³ (1基当たり)																					
	材 料 ステンレス鋼																					
(2) セメント固化装置	基 数 1																					
(3) 使用済液体用フィルタ取扱装置	基 数 1																					
(4) ベイラ (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	基 数 1																					
(5) 雜固体焼却設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	基 数 1																					
(6) 固体廃棄物貯蔵庫 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設)	面 積 延約 3,300m ²																					
	容 量 約 18,000 本相当 (200L ドラム缶)																					
	構 造 地上式鉄筋コンクリート造																					

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「第2項～第6項 省略」</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」における 共用取止め設備に関する確認</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (安全施設)</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理施設)</p> <p>第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及びその周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。</p>	<p>「第2項～第6項 省略」</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」における共用取止め設備に関する確認</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (安全施設)</p> <p>第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p> <p>7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理施設)</p> <p>第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物（実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。）を処理する施設（安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防てるものとすること。</p> <p>三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。</p>	<p>二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防てるものとすること。</p> <p>第三号において、1号炉の液体廃棄物処理系の共用取止めによる固体状の放射性廃棄物の処理設備の変更はないことから、第三号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p>	<p>二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防てるものとすること。</p> <p>第三号において、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系は、液体状の放射性廃棄物の漏洩の防止及び敷地外への管理されない放出を防止することを考慮した設計としており、設備の変更はないことから、共用取止めによる第二号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p>
		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を止めること。

第3表 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」における共同取止め設備に関する確認

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>〔第2項～第5項 省略〕</p> <p>6 前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共に用い、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性能を保証しないよう、施設しなければならない。</p> <p>(廃棄物処理設備等)</p> <p>第三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。</p> <p>〔設計基準対象施設の機能〕</p> <p>第十五条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時ににおいても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。</p> <p>〔実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則〕</p> <p>〔設計基準対象施設の機能〕</p> <p>第十五条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても発電用原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。</p> <p>〔廃棄物処理設備等〕</p> <p>第三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下にないように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力において設置していることから、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理能力に影響を及ぼさない（第1回参照）。</p> <p>〔第2項～第5項 省略〕</p> <p>6 前項の安全設備以外の安全設備を二以上の発電用原子炉施設と共に用い、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性能を保証しないよう、施設しなければならない。</p> <p>(廃棄物処理設備等)</p> <p>第三十九条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、次条及び第四十三条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下にないように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力において設置していることから、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理能力に影響を及ぼさない（第1回参照）。</p> <p>〔洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の1号及び2号炉との共用取止めに関する確認〕</p> <p>〔洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の1号及び2号炉との共用取止めに関する確認〕</p> <p>〔設計方針の相違〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。 	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号においては、放射性廃棄物を処理する設備及び放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備の設計を変更しないことから、第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>三 放射性廃棄物が備えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十三条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。</p> <p>五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性的固体质状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであることをただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p>	<p>影響はなく、第一号への適合性に影響を及ぼさない（第1回参照）。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を処理する設備及び放射性廃棄物以外の廃棄物を処理する設備の設計を変更しないことから、第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号の基準への適合性に影響を及ぼさない。</p> <p>三 放射性廃棄物が備えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十三条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。</p> <p>五 流体状の放射性廃棄物及び原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射性的固体质状の放射性廃棄物を工場等内において運搬するための容器は、取扱中における衝撃その他の負荷に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>六 前号の容器は、内部に放射性廃棄物を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から一メートルの距離における線量当量率を超えないよう、遮蔽できるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設</p> <p>(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下の項において同じ。) は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が津波受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための地盤が施設されていること。</p> <p>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設へ漏えいすることを防止するための覆工施設又は地表面より低い場合であって、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面との並びに排水溝規設施及び放射性廃棄物を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。) 上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。</p> <p>四 工場等外に排水を排出する排水路（海水に係るものであつて放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内外に開口部がないもの並びに排水溝規設施及び放射性廃棄物を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。) 上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>る総量当量率が原子力規制委員会の定める総量当量率を超えないよう、遮蔽できること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。</p> <p>2 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。) は、次に定めるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物処理施設内部の床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が津波受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物（気体状のものを除く。以下同じ。）を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための地盤が施設されていること。</p> <p>三 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設へ漏えいすることを防止するための地盤が施設されること。ただし、放射性廃棄物処理施設内部の床面が隣接する発電用原子炉施設の床面又は地表面より低い場合は、この限りでない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3 第一項第五号の液体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、前項第三号に準じて液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管轄区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。</p>	<p>四 工場等外に排水を排出する排水路（海水に係るものであつて放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないもの並びに排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設するものを除く。）上に放射性廃棄物処理施設内部の床面がないよう、施設すること。</p> <p>3 第一項第五号の液体状の放射性廃棄物を運搬するための容器は、前項第三号に準じて液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するように施設しなければならない。ただし、管轄区域内においてのみ使用されるもの及び漏えいするおそれがない構造のものは、この限りでない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第4表 設置変更許可申請書の記載内容比較

	変更前【本文】	変更後【本文】	変更による影響
ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ)液体廃棄物の廃棄設備	ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (2)液体廃棄物の廃棄設備		
(1)構造 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生処理系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化學処理系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。	(1)構造 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・床下ドレン・化学処理系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。 4. 機器ドレン系は、ヨレクタ・タンク、機器ドレン・タンク、ろ過配管・タンク、フィルタ、ろ過配盐器、脱盐器、サングル・タンク、處理水タンク等で構成する。 本系の処理流は、1号又は2号炉雨水貯藏タンクに回収して再使用する。	(1)構造 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理系）は、液体廃棄物の性状に応じて処理するため、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・床下ドレン・化学処理系（1号及び2号炉共用、既設）、ランドリ・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。 a. 機器ドレン系は、機器ドレン・タンク、ろ過配管、脱盐器、處理水タンク等で構成する。 本系の処理流は、雨水貯藏タンクに回収して再使用する。	・2号炉で発生する床ドレン廃液は、2号炉の床ドレン・化学処理設備で処理するため、床ドレン・再生処理系の共用を取止めることによる、液体廃棄物の処理能力に影響はない。 ・今後、2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しない運用とすることから、1号炉のシャワ・ドレン系の共用を取止めることによる影響はない。

第5表 設置変更許可申請書の記載内容比較

	変更前【本文】	変更後【本文】	変更による影響
ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (ロ)液体廃棄物の廃棄設備	ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (2)液体廃棄物の廃棄設備		
(1)構造 液体廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。	(1)構造 液体廃棄物の廃棄施設の構造及び設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。 c. 洗淨排水処理系は、洗淨排水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。	c. 洗淨排水処理系は、洗淨排水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、洗淨排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。 ただし、1号及び2号炉設置の洗淨排水処理系の3号炉との共用を取止める。	・3号炉設置の洗淨排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、設備で処理するため、1号及び2号炉の洗淨排水処理系の共用を取止めることによる影響はない。

相違理由

設計方針の相違

- ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>b. 床ドレン・再生処液系は、コレクタ・タンク、床液中とタンク、濃縮器、フィルタ、脱塩器、サンプル・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として1号又は2号炉復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>c. 床ドレン・化学処液系は、床ドレン・タンク、化学処液タンク、濃縮器、ろ過器、脱塩器、処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>d. ランドリ・ドレン系は、収集タンク、濃縮器、脱塩器、サンブル・タンク、ろ過器、ランドリ・ドレン・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p>	<p>(項目削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2号炉で発生する床ドレン液は、2号炉の床ドレン・化学処液系設備で処理するため、1号炉の床ドレン・再生処液系の共用を取止めることによる、液体廃棄物の處理能力に影響はない。 2号炉の床ドレン・化学処液系の処理に係る設備の設計を変更しないことから、本系に係る許可の内容に影響を及ぼさない。 <p>b. 床ドレン・化学処液系は、床ドレン・タンク、化学処液タンク、濃縮器、ろ過器、脱塩器、処理水タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、原則として復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する場合がある。</p> <p>c. ランドリ・ドレン系は、収集タンク、濃縮器、脱塩器、サンブル・タンク、ろ過器、ランドリ・ドレン・タンク等で構成する。</p> <p>本系の処理済液は、放射性物質濃度が低いことを確認して、復水器冷却水放水路に放出する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。
<p>(v) 固体廃棄物の処理設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の処理設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮液等のセメント固化装置</p> <p>固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、圧縮可能な難燃固体廃棄物を圧縮するためのペイラー（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な難燃固体廃棄物等を焼却するための難燃固体焼却設備及びアスファルト2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。洗浄排水濃縮液は、難燃固体焼却設備で焼却処理後ドラム缶に詰めて貯蔵する。また、他の濃縮液等は、固化材（アスファルト）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>難燃固体廃棄物は必要に応じて圧縮機等又は焼却処理後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管する。脱塩塔使用清掃脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、使用清掃脂等の放射化された機器は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設</p>	<p>(v) 固体廃棄物の処理設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の処理設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮液等のセメント固化装置</p> <p>・3号炉設備の洗浄排水処理系は、3号炉で他用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設備のアスファルト固化装置の共同を取止めることによる影響はない。</p> <p>・3号炉設備の洗浄排水処理系は、3号炉で他用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設備のアスファルト固化装置の共同を取止めることによる影響はない。</p> <p>・3号炉設備の洗浄排水処理系は、3号炉で他用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設備のアスファルト固化装置の共同を取止めることによる影響はない。</p> <p>・3号炉設備の洗浄排水処理系は、3号炉で他用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設備のアスファルト固化装置の共同を取止めることによる影響はない。</p>	<p>泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。</p>

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>（項目削除）</p> <p>（2）廃棄物の処理能力</p> <p>液体廃棄物処理系の各タンク類の容量及び濃縮器、配液器等の処理容量は、原2号炉の起動、停止の実験を考慮して生産流量が很大と予想される場合に対して十分対処できる大きさとする。</p> <p>濃縮器、配液器等の除浄能力は、処理溶液の発電所内再使用あるいは所外放出を可能とするのに十分な性能を有するものとする。</p> <p>これら液体廃棄物処理系の主要機器は独立した区域に設けるか、せきを設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とする。</p> <p>（変更なし）</p> <p>（2）廃棄物の処理能力</p> <p>液体廃棄物処理系の各タンク類の容量及び濃縮器、配液器等の処理容量は、原2号炉の起動、停止の実験を考慮して生産流量が很大と予想される場合に対して十分対処できる大きさとする。</p> <p>濃縮器、配液器等の除浄能力は、処理溶液の発電所内再使用あるいは所外放出を可能とするのに十分な性能を有するものとする。</p> <p>これら液体廃棄物処理系の主要機器は独立した区域に設けるか、せきを設置する等、放射性物質の漏えいを防止する設計とした。</p> <p>・2号炉と共用することとしていた1号炉の機器ドレン系、床ドレン・再生廃液系、シャワ・ドレン系は共用を取止めることとするが、2号炉の運用に必要な容積を有する設備を2号炉において設置していることから、液体廃棄物の処理能力に影響はない。</p>	<p>（2）廃棄物の処理能力</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

自発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>変更前【添付書類八】</p> <p>10. 放射性廃棄物医療施設 10.2 液体廃棄物処理系</p> <p>10.2.1 概要 液体廃棄物処理系は、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・化学廃液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>10.2.3 主要設備 (1) 機器ドレン系 機器ドレン系は、床液コレクタ・タンク、機器ドレン・タンク、フィルタ、ろ過脱脂器、脱脂器、座薬サンブル・タンク、機器ドレン処理水タンク、計測制御装置等で構成する。</p> <p>機器ドレン廃液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物の各機器ドレン・サンブルにそれぞれ集められた後、あるいは直接タンクに収集し、機器ドレン系で処理する。機器ドレン系によりろ過、脱脂した処理済液は、1号若しくは系によりろ過、脱脂した処理済液は、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備で処理するため、1号炉の床ドレン・再生液系の共用を取止めることによる、液体廃棄物の処理能力に影響はない。</p> <p>今後、2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しない運用とすることから、1号炉のシャワ・ドレン系の共用を取止めることによる影響はない。</p>	<p>変更後【添付書類八】</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.2 液体廃棄物処理系</p> <p>7.2.1 概要 液体廃棄物処理系は、機器ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・再生液系（1号及び2号炉共用、既設）、床ドレン・ドレン系（1号及び2号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>7.2.3 主要設備 (1) 機器ドレン系 機器ドレン系は、機器ドレン・タンク、ろ過脱脂器、脱脂器、機器ドレン処理水タンク、計測制御装置等で構成する。</p> <p>機器ドレン廃液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物の各機器ドレン・サンブルにそれぞれ集められた後、あるいは直接タンクに収集し、機器ドレン系で処理する。機器ドレン系によりろ過、脱脂した処理済液は、復水航行タンクによりろ過、脱脂した処理済液は、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備で処理するため、1号炉の床ドレン・再生液系の共用を取止めることによる、液体廃棄物の処理能力に影響はない。</p>	<p>変更後【添付書類八】</p> <p>10.2 液体廃棄物処理設備 10.2.3 主要設備</p> <p>(1) 格納容器冷却材ドレンタンク 格納容器冷却材ドレンタンクは、原子炉格納容器内の1次冷却材ドレンを集める。 本タンク水は、冷却材貯蔵タンクに送る。 格納容器冷却材ドレンタンクは、容量約 1,3m³ のものを1基設置する。 予想発生量は、約 1,300m³/y である。</p> <p>(2) 冷却材貯蔵タンク 冷却材貯蔵タンクは、1次冷却材抽出水及び1次冷却材ドレンを貯留する。 本タンク水は、ほう酸回収装置脱塩塔経由でほう酸回収装置に送る。 冷却材貯蔵タンクは、容量 360m³ のものを2基設置する。 予想発生量は、格納容器冷却材ドレンタンクからの移送分も含めて、約 3,900m³/y である。</p> <p>(3) ほう酸回収装置脱塩塔 ほう酸回収装置脱塩塔は、ほう酸回収装置で処理</p>	<p>変更による影響</p> <p>泊発電所 3 号炉</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊 3 号炉は、1、2 号炉の洗浄排水処理系及び 1、2 号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2号炉雨水貯蔵タンク（底盤）又は2号炉補助雨水貯蔵タンク（底盤）に回収し再使用する。</p> <p>なお、機器ドレン廃液は、補助サーボ・タンク（1号及び2号炉共用、既設）、トーラス水受入タンク（1号及び2号炉共用、既設）に貯留することもできる。</p> <p>(2) 床ドレン・再生廃液系 <u>(項目削除)</u></p> <p>床ドレン・再生廃液系は、床ドレン・コレクタ・タンク、廃液中和タンク、濃縮器、フィルタ、脱塩器、床ドレン・サンブル・タンク、計測制御装置等で構成する。</p> <p>墨電炉が高く點検処理に適さない原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンブルに集めた床ドレン廃液、脱塩器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の廃熱焼却等はタンクに貯集し、床ドレン・再生廃液系で処理する。</p> <p>床ドレン・再生廃液系により、蒸留、ろ過、脱塩した処理済液は、原則として1号若しくは2号炉雨水貯蔵タンク又は2号炉補助雨水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して、海水器冷却水放水管（1号、2号及び3号炉共用）に放出する場合がある。</p>	<p>2号炉で発生する床ドレン廃液は、2号炉の床ドレン・化学廃液系設備で処理するため、1号炉の床ドレン・再生廃液系の共用を取止めることがある。液体廃棄物の処理能力に影響はない。</p> <p>(変更なし)</p> <p>ないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・ほう酸回収装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>(変更なし)</p> <p>する水のイオン状不純物のうち、ほう酸以外のものを除去する。</p> <p>ほう酸回収装置陽イオン脱脂塔は、樹脂容量約0.57m³のものを1基及びほう酸回収装置洗浄式脱脂塔は、樹脂量約0.34m³のものを1基設置する。</p> <p>(4) ほう酸回収装置 ほう酸回収装置は、冷却材貯蔵タンク水を蒸発処理する。</p> <p>濃縮液は、再使用するためほう酸タンクに原則として回収する。</p> <p>蒸留水は、溶液蒸留水脱脂塔釜由で溶液蒸留水タンクへ送るか、又は再使用するため1次系純水タンクに回収する。</p> <p>ほう酸回収装置は、容量約3.4m³/hのものを1基設置する。</p> <p>予想処理量は、約3,900m³/yである。</p> <p>(5) 補助建屋サンブルタンク 補助建屋サンブルタンクは、原子炉補助建屋内等で発生する配管上廻流貯蔵ビットに落とせない機器ドレン、床ドレン及び薬品ドレン（酸液ドレンを除く。）を集める。</p> <p>本タンク水は、廻流貯蔵ビットに送る。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ある。</p> <p>なお、床ドレン液流は、補助サービング・タンク、トーラス水受入タンクに貯留することもできる。また、処理済液は、処理水受入タンク（1号及び2号炉共用、既設）に貯留することもできる。</p> <p>廃液中和タンクは、廃液の中和用にも使用する。</p> <p>(3) 床ドレン・化学廃液系 床ドレン・化学廃液系は、床ドレン・タンク、化學廃液タンク、濃縮器、ろ過脱脂器、脱脂器、処理水タンク、計測制御装置等で構成する。</p> <p>導電率が高く脱脂処理に適さない原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプルに集めた床ドレン液流、脱脂器の床ドレン・サンプルに集めた床ドレン液流、脱脂器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の除油洗浄等はタンクに収集し、床ドレン・化学廃液系で処理する。</p> <p>床ドレン・化学廃液系により、蒸留、ろ過、脱脂した処理済液は、原則として復水貯蔵タンク又は排水貯蔵タンク又は2号炉補助復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して、復水器冷却水貯水路に放出する場合がある。</p> <p>なお、床ドレン液流は、トーラス水受入タンクに貯留することもできる。</p>	<p>(2) 床ドレン・化学廃液系 床ドレン・化学廃液系は、床ドレン・タンク、化學廃液タンク、濃縮器、ろ過脱脂器、脱脂器、処理水タンク、計測制御装置等で構成する。</p> <p>導電率が高く脱脂処理に適さない原子炉建物、ドライウェル、タービン建物及び廃棄物処理建物等の床ドレン・サンプルに集めた床ドレン液流、脱脂器の床ドレン・サンプルに集めた床ドレン液流、脱脂器の樹脂再生等で発生する化学廃液、機器の除油洗浄等はタンクに収集し、床ドレン・化学廃液系で処理する。</p> <p>床ドレン・化学廃液系により、蒸留、ろ過、脱脂した処理済液は、原則として復水貯蔵タンク又は排水貯蔵タンク又は2号炉補助復水貯蔵タンクに回収して再使用するが、一部については放射性物質の濃度が十分低いことを確認して、復水器冷却水貯水路に放出する場合がある。</p> <p>なお、床ドレン液流は、トーラス水受入タンクに貯留することもできる。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。
<p>補助建屋サンプルタンクは、容量約10m³のものを1基設置する。</p> <p>予想発生量は、約1,300m³/yである。</p> <p>(6) 格納容器サンプル 格納容器サンプルは、原子炉格納容器内で発生する機器ドレン及び床ドレンを集める。</p> <p>本サンプル水は、醸造貯藏ビットに送る。</p> <p>予想発生量は、約20m³/yである。</p> <p>(7) 廃液貯藏ビット 廃液貯藏ビットは、格納容器サンプル、補助建屋サンプルタンク等からの機器ドレン、床ドレン及び薬品ドレン（酸液ドレンを除く。）を貯留する。</p> <p>本ビット水は、廃液蒸発装置に送る。</p> <p>廃液貯藏ビットは、容量約80m³のものを2基設置する。</p> <p>予想発生量は、約1,600m³/yである。</p> <p>(8) 廃液蒸発装置 廃液蒸発装置は、醸造貯藏ビット水を蒸発処理する。</p> <p>蒸留水は、廃液蒸留水脱塩精錠由で廃液蒸留水タンクに送る。また、濃縮液流は、セメント固化装置</p>	<p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>（4） ランドリ・ドレン系 ランドリ・ドレン系は、ランドリ・ドレン収集タンク、濃縮器、脱脂器、ランドリ・ドレン・サンプル・タンク、ろ過器、タンク・ランク等で構成する。 保運衣類を除染する際に発生するランドリ・ドレン液等はタンクに収集し、ランドリ・ドレン系で処理する。 ランドリ・ドレン系により、蒸留し、必要に応じて脱塩処理した処理清液は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して、復水器冷却水放水管に放出する。 なお、放射性物質による汚染がほとんどない下着類のランドリ・ドレン液等は必要に応じ、ランドリ・ドレン・タンクに収集し、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して、復水器冷却水放水管に放出する場合がある。 また、上着類の洗濯は、ドライ・クリーニングする場合がある。</p>	<p>（変更なし） 化学廃液タンクは、廃液の中和用にも使用する。 2号炉のランドリ・ドレン系の処理に係る設備の設計を変更しないことから、本系に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>	<p>設計方針の相違 ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。</p>
<p>（9） 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水脱塩塔は、除波蒸発装置及びほう酸回収装置からの蒸留水を更に浄化する。また、ほう酸回収装置で処理された蒸留水のうち、廃液蒸留水タンクへ送る蒸留水についても更に浄化する。 廃液蒸留水脱塩塔は、樹脂容量約0.57m³のものを1基設置する。</p>	<p>（変更なし） に送りドラム缶内に固化する。 廃液蒸発装置は、容量約1.7m³/hのものを1基設置する。 予想処理量は、約1,600m³/yである。</p> <p>（10） 廃液蒸留水タンク 廃液蒸留水タンクは、廃液蒸発装置及びほう酸回収装置からの蒸留水を貯留する。 本タンク水は、試料採取分析を行い放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、放射性物質の濃度を監視しながら復水器冷却水の放水口から放出する。 廃液蒸留水タンクは、容量約80m³のものを2基設置する。 予想最大発生量は、約5,500m³/yである。</p>	<p>（変更なし） 廃液蒸留水脱塩塔に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>（変更なし） 廉液蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) シャワ・ドレン系</p> <p>シャワ・ドレン系は、シャワ・ドレン・タンク、 ろ過器、計測機器等で構成する。 手洗い時等に発生するシャワ・ドレン廃液は、タ ンクに収集し、シャワ・ドレン系で処理する。</p> <p>シャワ・ドレン廃液は、放射性物質の濃度が十分 低いことを確認して、復水器冷却水放水管に放出す る。</p>	<p>(項目削除)</p> <p>・今後、2号炉からシャワ・ドレン廃液は発生しない運用とすることから、1号炉のシャワ・ドレン系の共用を取止ることによる影響はない。</p>	
	<p>(11)洗浄排水サンプタンク(1号、2号及び3号炉共 用、既設)</p> <p>洗浄排水サンプタンクは、1号及び2号炉の原子 炉補助建屋内に設置し、洗たく排水、手洗排水及び シャワ排水等を集め。本タンク水は、洗浄排水タ ンクに送る。</p> <p>洗浄排水サンプタンクは、容量約10m³のものを1 基設置する。</p> <p>予想発生量は、約4,900m³/y(1号、2号及び3号 炉合算)である。</p> <p>(12)洗浄排水タンク(1号、2号及び3号炉共用、既 設)</p> <p>洗浄排水タンクは、洗たく排水、手洗い排水及び シャワ排水を貯留する。</p> <p>本タンク水は、原則として洗浄排水処理装置又は 洗浄排水蒸発装置に送る。</p> <p>洗浄排水タンクは、容量約22m³のものを2基及 び容量約30m³(1号及び2号炉の原子炉補助建屋内) のものを2基設置する。</p> <p>予想発生量は、約4,900m³/y(1号、2号及び3号 炉合算)である。</p>	<p>(項目削除)</p> <p>・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用す る保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有 しており、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系 の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処 理系の処理能力に影響はない。</p> <p>(11)洗浄排水タンク(1号、2号及び3号炉共用、既 設)</p> <p>洗浄排水タンクは、洗たく排水、手洗い排水及び シャワ排水を貯留する。</p> <p>本タンク水は、原則として_____洗浄排水蒸発装置に送る。</p> <p>洗浄排水タンクは、容量約22m³のものを2基____ のものを2基設置する。</p> <p>予想発生量は、約4,900m³/y(1号、2号及び3号 炉合算)である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ことによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(13)洗浄排水蒸発装置（1号、2号及び3号炉共用、既設） 洗浄排水蒸発装置は、洗浄排水タンク水を蒸発処理する。 蒸留水は洗浄排水蒸留水タンクに、濃縮廃液は洗浄排水濃縮廃液タンクに送る。 洗浄排水蒸発装置は、容量約1.7m³/hのものを1基設置する。 予想処理量は、約4,900m³/y（1号、2号及び3号炉合算）である。</p> <p>(14)洗浄排水処理装置（1号、2号及び3号炉共用、既設） 洗浄排水処理装置は、1号及び2号炉の原子炉補助建屋内に設置し、1号及び2号炉の原子炉補助建屋内の洗浄排水タンク水を処理する。透過水は洗浄排水モニタタンクに送り、濃縮廃液はドライム缶詰めする。 洗浄排水処理装置は、容量約1m³/hのものを1基設置する。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>予想処理量は、約4,900m³/y（1号、2号及び3号炉合算）である。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(15)洗浄排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設） 洗浄排水蒸留水タンクは、洗浄排水蒸発装置からの蒸留水を貯留する。 本タンク水は、試料採取分析を行い放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、放射性物質の濃度を監視しながら復水器冷却水の放水口から放出する。 洗浄排水蒸留水タンクは、容量約11m³のものを2基設置する。 予想発生量は、約4,900m³/y（1号、2号及び3号炉合算）である。</p> <p>(16)洗浄排水モニタリング（1号、2号及び3号炉共用、既設） 洗浄排水モニタリングは、1号及び2号炉の原子炉補助建屋内に設置し、洗浄排水処理装置からの透過水を貯留する。 本タンク水は、試料採取分析し、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して放出する。 洗浄排水モニタリングは、容量約15m³のものを2基設置する。</p> <p>（項目削除）</p>	<p>・洗浄排水蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理</p> <p>設計方針の相違 ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>基設置する。</p> <p>予想発生量は、約4,900m³/y（1号、2号及び3号 炉合算）である。</p> <p>(17)洗浄排水濃縮廃液タンク（1号、2号及び3号炉 共用、既設）</p> <p>洗浄排水濃縮廃液タンクは、洗浄排水蒸発装置か らの濃縮廃液を貯留する。</p> <p>本タンク水は、洗浄排水濃縮廃液移送容器に送 る。</p> <p>洗浄排水濃縮廃液タンクは、容量約6m³のものを 1基設置する。</p> <p>予想発生量は、約15m³/y（1号、2号及び3号炉 合算）である。</p> <p>(18)洗浄排水濃縮廃液移送容器（1号、2号及び3号 炉共用、既設）</p> <p>洗浄排水濃縮廃液移送容器は、洗浄排水濃縮廃液 タンクからの濃縮廃液を受入れ、1号及び2号炉放 射性廃棄物処理建屋内の雑固体焼却設備（1号、2 号及び3号炉共用、既設）まで移送する。</p> <p>本容器水は、雑固体焼却設備の廃液受入タンクに 受入れ後、雑固体廃棄物とともに焼却処理する。</p> <p>洗浄排水濃縮廃液移送容器は、容量約1m³のもの</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>理系の処理能力に影響は ない。</p> <p>・洗浄排水濃縮廃液タンク に係る設備の設計を変更 しないことから、本設備 に係る許可の内容に影響 を及ぼさない。</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>・洗浄排水濃縮廃液移送容 器に係る設備の設計を変 更しないことから、本設 備に係る許可の内容に影 響を及ぼさない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排 水処理系及び1、2号炉のアス ファルト固化装置の共用を取止め るため。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 基設ける。 子想移送量は、約 15m³/y (1号、2号及び3号炉合算) である。</p> <p>10.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管するため、使用済樹脂貯蔵タンク、セメント固化装置、アスファルト固化装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設)、雑固体焼却設備 (1号、2号及び3号炉共用、既設)、ペイラ (1号、2号及び3号炉共用、既設)、固体廃棄物貯蔵庫 (1号、2号及び3号炉共用、既設) 等で構成する。</p> <p>廃棄物は、以下のように分類し、それぞれに応じた処理又は貯蔵保管を行う。</p> <p>(1) 廃液蒸発装置等により濃縮された濃縮廃液及び酸液ドレン (2) 洗浄排水蒸発装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設) の濃縮廃液、布、紙等の可燃性雑固体廃棄物 (3) 脱塩塔使用済樹脂 (4) 使用済液体用フィルタ、使用済換気用フィルタ等の不燃性雑固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物処理設備は、固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラ及びアスファルト固化装置を除き</p> <p>・アスファルト固化装置は</p> <p>10.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>固体廃棄物処理設備は、廃棄物の種類に応じて、処理又は貯蔵保管するため、使用済樹脂貯蔵タンク、セメント固化装置、アスファルト固化装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設)、ペイラ (1号、2号及び3号炉共用、既設)、固体廃棄物貯蔵庫 (1号、2号及び3号炉共用、既設) 等で構成する。</p> <p>廃棄物は、以下のように分類し、それぞれに応じた処理又は貯蔵保管を行う。</p> <p>(1) 廃液蒸発装置等により濃縮された濃縮廃液及び酸液ドレン (2) 洗浄排水蒸発装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設) の濃縮廃液、布、紙等の可燃性雑固体廃棄物 (3) 脱塩塔使用済樹脂 (4) 使用済液体用フィルタ、使用済換気用フィルタ等の不燃性雑固体廃棄物</p> <p>固体廃棄物処理設備は、固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラ及びアスファルト固化装置を除き</p> <p>・アスファルト固化装置は</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉補助建屋に設置する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>10.3.2 設計方針 (1) 散逸等の防止 固体廃棄物処理設備は、原子炉施設から発生する廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。具体的には以下のとおりとする。 魔液蒸発装置等により濃縮された濃縮魔液及び酸液ドレンは、セメント固化装置又はアスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）に送り、固化材（セメント又はアスファルト）と混合してドラム缶内に固化して固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）に貯蔵保管する。 焼却可能なものは、堆積体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）にて焼却処理をして、焼却灰をドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 不燃性堆積固体廃棄物は仕分けし、可能なものは破碎、圧縮により減容し、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 使用済液体用フィルタは、必要に応じてコンクリ</p>	<p>原子炉補助建屋に設置する。 なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>1号及び2号炉設置の設備であり、共用止めに伴い、3号炉の配設設計に影響はない。</p> <p>10.3.2 設計方針 (1) 散逸等の防止 固体廃棄物処理設備は、原子炉施設から発生する廃棄物の破碎、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。具体的には以下のとおりとする。 魔液蒸発装置等により濃縮された濃縮魔液及び酸液ドレンは、セメント固化装置 _____ に送り、固化材（セメント _____ ）と混合してドラム缶内に固化して固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）に貯蔵保管する。 焼却可能なものは、堆積体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）にて焼却処理をして、焼却灰をドラム缶に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 不燃性堆積固体廃棄物は仕分けし、可能なものは破碎、圧縮により減容し、ドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 使用済液体用フィルタは、必要に応じてコンクリ</p>	<p>設計方針の相違 ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>一ト等で内張りした容器に詰める。 使用済換気用フィルタは、圧縮減容してドラム缶等に詰めるか、又は放射性物質が飛散しないようにこん包する。</p> <p>化学体積制御設備、使用済燃料ビット水浄化冷却設備、液体廃棄物処理設備の貯槽塔の使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに移送し、貯蔵する。これらの処理過程で生ずる粒子等は微粒子フィルタで除去する。また、セメント固化装置は独立した区画内に設け、必要な箇所にはせきを設ける設計とする。</p> <p>なお、ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）については、独立した区画内に設けてあり、せきを設けている。</p> <p>(2) 貯蔵容量及び汚染拡大防止</p> <p>使用済樹脂貯蔵タンクの容量は、10年分以上とし、使用済樹脂は使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、原子炉施設から発生するドラム缶等に詰めた固体廃棄物を3号炉運転開始時において発生量の5年分以上貯蔵保管できる設計とする。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>使用済樹脂貯蔵タンクは、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、独立した区画内に設け、必要な箇所にはせきを設ける構造とし、漏えいを検出できる設計とする。</p> <p>また、必要な箇所では、サーベイメータ等で汚染レベルを監視できる設計とする。</p> <p>(3) 監視制御</p> <p>セメント固化装置は、セメント固化装置制御盤において監視制御できる設計とする。</p> <p>雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、雑固体焼却設備制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> <p>アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、アスファルト固化装置制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> <p>また、ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、ペイラ制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>使用済樹脂貯蔵タンクは、廃棄物による汚染の拡大を防止するため、独立した区画内に設け、必要な箇所にはせきを設ける構造とし、漏えいを検出できる設計とする。</p> <p>また、必要な箇所では、サーベイメータ等で汚染レベルを監視できる設計とする。</p> <p>(3) 監視制御</p> <p>セメント固化装置は、セメント固化装置制御盤において監視制御できる設計とする。</p> <p>雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、雑固体焼却設備制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> <p>アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、アスファルト固化装置制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> <p>また、ペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、ペイラ制御盤（1号、2号及び3号炉共用、既設）において監視制御できる設計としている。</p> </div>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止められたため。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3.3 主要設備</p> <p>(変更なし)</p> <p>(1) 使用済樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂貯蔵タンクは、貯槽塔使用用済樹脂を貯蔵する。使用済樹脂は放射能を減衰させるため、本タンクに長期貯蔵する。 使用済樹脂貯蔵タンクは、容量約70m³のものを3基設置し、発生量の10年分以上の貯蔵容量を有する。 予想発生量は、約5m³/yである。</p> <p>(2) セメント固化装置 セメント固化装置は、廃液蒸発装置等で処理された濃縮廃液を遠隔自動操作で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化する。 本装置は、独立した区画内に設け、必要な箇所にはせきを設ける。 本装置は、濃縮廃液のほかに酸液ドレンも固化材（セメント）と混合し、ドラム缶内に固化する。</p> <p>(3) 使用済液体用フィルタ取扱装置 使用済液体用フィルタ取扱装置は、線量当量率の高い使用済のフィルタカートリッジを必要に応じてコンクリート等で内張りした容器に遠隔操作にて</p> <p>・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1, 2号炉の洗浄排水処理系及び1, 2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>より詰める。</p> <p>(4) ベイラ ベイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、2号炉原子炉補助建屋内に設置しており、雑固体廃棄物のうち減容可能なものを圧縮減容する。</p> <p>(5) 雜固体焼却設備 雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、1号及び2号炉放射性廃棄物処理建屋内に設置しており、雑固体廃棄物のうち可燃性雑固体、廃油及び洗浄排水濃縮液を焼却処理し、減容する設備である。</p> <p>なお、本設備からの焼却排ガスはセラミックフィルタ等を通した後、放射性廃棄物処理建屋屋上に設置してある焼却炉煙突より放出する。</p> <p>(6) 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）は、2000ドラム缶約18,000本相当を貯蔵保管する能力を有し、3号炉運転開始時ににおいて発生量の5年分以上を貯蔵保管することができる。</p> <p>に影響を及ぼさない。 (変更なし)</p> <p>・ベイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・雑固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・固体廃棄物貯蔵庫に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(7)アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>アスファルト固化装置は、1号及び2号炉放射性廃棄物処理建屋内に設置しており、濃縮廃液をアスファルトと混合加熱し、水分を蒸発してドラム缶詰めする。</p> <p>(項目削除)</p> <p>・3号炉設置の洗浄排水処理系で発生する濃縮廃液は、当該濃縮廃液を処理可能な容量を有する離固体焼却設備で焼却処理することから、1号及び2号炉設置のアスファルト固化装置の共用を取止めることによる影響はない。</p> <p>第10.2.1表 液体廃棄物処理設備の主要仕様 (変更なし)</p> <p>(1)格納容器冷却材ドレンタンク</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1.3m³</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>(2)冷却材貯蔵タンク</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約360m³ (1基当たり)</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>(3)ほう酸回収装置陽イオン脱塩塔</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>・格納容器冷却材ドレンタンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。 ・冷却材貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。 ・ほう酸回収装置陽イオン脱塩塔に係る設備の設計</p>	基數	1	容量	約1.3m ³	材料	ステンレス鋼	基數	2	容量	約360m ³ (1基当たり)	材料	ステンレス鋼	基數	1	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。
基數	1															
容量	約1.3m ³															
材料	ステンレス鋼															
基數	2															
容量	約360m ³ (1基当たり)															
材料	ステンレス鋼															
基數	1															

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>樹脂容量 約 0.57m³ 本体材料 ステンレス鋼 (変更なし)</p> <p>(4) ホウ酸回収装置 混床式脱塩塔 基数 1 樹脂容量 約 0.34m³ 本体材料 ステンレス鋼 (変更なし)</p> <p>(5) ホウ酸回収装置 基数 1 容量 約 3.4m³/h 本体材料 ステンレス鋼 (変更なし)</p> <p>(6) 洗浄サブタンク 基数 1 容量 約 10m³ 材料 ステンレス鋼 (変更なし)</p> <p>(7) 廃液貯蔵ビックト 基数 2 容量 約 80m³ (1基当たり) ライニング材料 ステンレス鋼 (変更なし)</p> <p>(8) 廃液蒸発装置 (変更なし)</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止められたため。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>(変更なし)</p> <p>(9) 廃液蒸留水脱塩塔</p> <table border="1"> <tr> <td>基數</td><td>1</td> <td>の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>容量</td><td>約 1.7m³/h</td> <td>・廃液蒸留水脱塩塔に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>本体材料</td><td>ステンレス鋼</td> <td>・廃液蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> </table> <p>(10) 廃液蒸留水タンク</p> <table border="1"> <tr> <td>基數</td><td>2</td> <td>・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しております。1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>容量</td><td>約 80m³ (1基当たり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td><td>ステンレス鋼</td> <td></td> </tr> </table> <p>(11) 洗浄排水サンプタンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table border="1"> <tr> <td>基數</td><td>1</td> <td>(項目削除)</td> </tr> <tr> <td>容量</td><td>約 10m³</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td><td>ステンレス鋼</td> <td></td> </tr> </table>	基數	1	の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	容量	約 1.7m ³ /h	・廃液蒸留水脱塩塔に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	本体材料	ステンレス鋼	・廃液蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	基數	2	・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しております。1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。	容量	約 80m ³ (1基当たり)		材料	ステンレス鋼		基數	1	(項目削除)	容量	約 10m ³		材料	ステンレス鋼		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。
基數	1	の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
容量	約 1.7m ³ /h	・廃液蒸留水脱塩塔に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
本体材料	ステンレス鋼	・廃液蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
基數	2	・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しております。1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。																											
容量	約 80m ³ (1基当たり)																												
材料	ステンレス鋼																												
基數	1	(項目削除)																											
容量	約 10m ³																												
材料	ステンレス鋼																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>(12)洗浄排水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>2</td> <td>(11)洗浄排水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)</td> <td>・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たくく排水を処理可能な容量を有しております。3号炉設置の洗浄排水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、当該設備に係る許可の内容に影響を及ぼすことではなく、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約22m³ (1基当たり)</td> <td>基數</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>基數</td> <td>2</td> <td>容量</td> <td>約22m³ (1基当たり)</td> </tr> <tr> <td>空量</td> <td>約30m³ (1基当たり)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>(13)洗浄排水蒸発装置 (1号、2号及び3号炉共用、既設)</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> <td>(変更なし)</td> <td>・洗浄排水蒸発装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1.7m³/h</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体材料</td> <td>耐食耐熱合金鋼</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基數	2	(11)洗浄排水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)	・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たくく排水を処理可能な容量を有しております。3号炉設置の洗浄排水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、当該設備に係る許可の内容に影響を及ぼすことではなく、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。	容量	約22m ³ (1基当たり)	基數	2	基數	2	容量	約22m ³ (1基当たり)	空量	約30m ³ (1基当たり)			材料	ステンレス鋼	材料	ステンレス鋼	基數	1	(変更なし)	・洗浄排水蒸発装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	容量	約1.7m ³ /h			本体材料	耐食耐熱合金鋼			<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。
基數	2	(11)洗浄排水タンク (1号、2号及び3号炉共用、既設)	・3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たくく排水を処理可能な容量を有しております。3号炉設置の洗浄排水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、当該設備に係る許可の内容に影響を及ぼすことではなく、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。																															
容量	約22m ³ (1基当たり)	基數	2																															
基數	2	容量	約22m ³ (1基当たり)																															
空量	約30m ³ (1基当たり)																																	
材料	ステンレス鋼	材料	ステンレス鋼																															
基數	1	(変更なし)	・洗浄排水蒸発装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																															
容量	約1.7m ³ /h																																	
本体材料	耐食耐熱合金鋼																																	

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(14)洗浄排水処理装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <table> <tr> <td>基數</td><td>1</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約1m³/h</td></tr> <tr> <td>本体材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(項目削除)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(15)洗浄排水蒸留水タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <table> <tr> <td>基數</td><td>2</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約11m³（1基当たり）</td></tr> <tr> <td>材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>(項目削除)</p> <p>(16)洗浄排水モニタタンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <table> <tr> <td>基數</td><td>2</td></tr> <tr> <td>容量</td><td>約15m³（1基当たり）</td></tr> <tr> <td>材料</td><td>ステンレス鋼</td></tr> </table> <p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の処理能力に影響はない。 洗浄排水蒸留水タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。 3号炉設置の洗浄排水処理系は、3号炉で使用する保護衣類等の洗たく排水を処理可能な容量を有しており、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系の設備の共用を取止めることによる、洗浄排水処理系の設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。 	基數	1	容量	約1m ³ /h	本体材料	ステンレス鋼	基數	2	容量	約11m ³ （1基当たり）	材料	ステンレス鋼	基數	2	容量	約15m ³ （1基当たり）	材料	ステンレス鋼	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるため。
基數	1																			
容量	約1m ³ /h																			
本体材料	ステンレス鋼																			
基數	2																			
容量	約11m ³ （1基当たり）																			
材料	ステンレス鋼																			
基數	2																			
容量	約15m ³ （1基当たり）																			
材料	ステンレス鋼																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>(変更なし)</p> <p>(17)洗浄排水濃縮廃液タンク（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 6m³</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>(変更なし)</p> <p>(18)洗浄排水濃縮廃液移送容器（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1m³</td> </tr> <tr> <td>本体材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>(変更なし)</p> <p>(19)酸液ドレンタンク</p> <table> <tr> <td>基數</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1m³</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </table> <p>理系の処理能力に影響はない。 ・洗浄排水濃縮廃液タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・洗浄排水濃縮廃液移送容器に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>・酸液ドレンタンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>	基數	1	容量	約 6m ³	材料	ステンレス鋼	基數	1	容量	約 1m ³	本体材料	ステンレス鋼	基數	1	容量	約 1m ³	材料	ステンレス鋼	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。
基數	1																			
容量	約 6m ³																			
材料	ステンレス鋼																			
基數	1																			
容量	約 1m ³																			
本体材料	ステンレス鋼																			
基數	1																			
容量	約 1m ³																			
材料	ステンレス鋼																			

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p style="text-align: center;">第10.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td style="width: 50%;">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>基數 3</td> <td>・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>容量 約 70m³ (1基当たり)</td> <td>・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>材料 ステンレス鋼</td> <td>・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第10.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 使用済樹脂貯蔵タンク</td> <td style="width: 50%;">(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>基數 3</td> <td>・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>容量 約 70m³ (1基当たり)</td> <td>・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td>材料 ステンレス鋼</td> <td>・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td>・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。</td> </tr> </table>	(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	(変更なし)	基數 3	・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	容量 約 70m ³ (1基当たり)	・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	材料 ステンレス鋼	・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。	(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	(変更なし)	基數 3	・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	容量 約 70m ³ (1基当たり)	・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。	材料 ステンレス鋼	・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。		・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。
(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	(変更なし)																											
基數 3	・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
容量 約 70m ³ (1基当たり)	・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
材料 ステンレス鋼	・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。																											
(1) 使用済樹脂貯蔵タンク	(変更なし)																											
基數 3	・使用済樹脂貯蔵タンクに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
容量 約 70m ³ (1基当たり)	・セメント固化装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
材料 ステンレス鋼	・使用済液体用フィルタ取扱装置に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・ペイラに係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・堆固体焼却設備に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。																											
	・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設） 面積 延約3,300m² 容量 約18,000本相当（2000ドラム缶） 構造 地上式跳板コンクリート造</p> <p>(7) アスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設） 基数 1</p> <p>可の内容に影響を及ぼさない。 • 固体廃棄物貯蔵庫に係る設備の設計を変更しないことから、本設備に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p> <p>• 3号炉設置の洗浄排水処理系で発生する濃縮廃液は、当該濃縮廃液を処理可能な容量を有する焼却固体焼却設備で焼却処理することから、1号及び2号炉設置のアスファルト固化装置の共用を取止めることによる影響はない。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>変更前【添付書類九】</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>液体廃棄物の主なものは、各建物の機器からのドレン、各建物の床ドレン、便水系等配管器耐圧の再生液、保護衣類等を除染する際に生じる洗浄液、手洗い時に生じる廃液等である。液体廃棄物処理系の放射性廃棄物処理系の放射性廃棄物質濃度等説明図を第4.3-1図に示す。</p> <p>(1) 機器ドレン魔鏡 (変更なし)</p> <p>機器ドレン魔鏡は、ボンブ、弁等各機器からの積えい水、サンブルラインの排出液等、からなり、化学的純度は高く、配管水に近いが放射能レベルは通常高い（約 $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$）。これらは、液体廃棄物処理系の機器ドレン系（除染系数約10）で処理する。</p> <p>汚泥、脱塩した処理液（約 $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$）は、復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</p>	<p>変更後【添付書類九】</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>液体廃棄物の主なものは、各建物の機器からのドレン、各建物の床ドレン、便水系等配管器耐圧の再生液、保護衣類等を除染する際に生じる洗浄液、手洗い時に生じる廃液等である。液体廃棄物処理系の放射性廃棄物処理系の放射性廃棄物質濃度等説明図を第4.3-1図に示す。</p> <p>(1) 機器ドレン魔鏡 (変更なし)</p> <p>機器ドレン魔鏡は、ボンブ、弁等各機器からの積えい水、サンブルラインの排出液等、からなり、化学的純度は高く、配管水に近いが放射能レベルは通常高い（約 $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$）。これらは、液体廃棄物処理系の機器ドレン系（除染系数約10）で処理する。</p> <p>汚泥、脱塩した処理液（約 $3.7 \times 10^4 \text{ Bq/cm}^3$）は、復水貯蔵タンクに回収し、再使用する。</p>	<p>変更による影響</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>
<p>変更前【添付書類九】</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物廃棄設備の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>(1) 気体廃棄物としては、カバーガス（窒素）を主体とする冷却材貯蔵タンク等のベントガス及び体積制御タンクから連続脱ガスを行う場合の水素を主体とするバージガスがある。これらの気体廃棄物は、活性炭式希ガスホールドアップ装置で放射能を十分に減衰させた後、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する。</p> <p>また、換気空気は、微粒フィルタ等を通して、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する。</p> <p>(2) 液体廃棄物は、蒸発装置、脱塩塔等で処理し、処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が十分低いことを確認して放出する。再使用可能なものは、1次系補給水として再利用する。また、処理の際に発生する濃縮廃液は、セメント固化装置又はアスファルト固化装置に送り、固化材（セメントアスファルト）とともに混合して固体廃棄物として取り扱う。ただし、洗浄排水蒸発装置は、当該濃縮廃液を処理するため。</p>	<p>変更後【添付書類九】</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物廃棄設備の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>(1) 気体廃棄物としては、カバーガス（窒素）を主体とする冷却材貯蔵タンク等のベントガス及び体積制御タンクから連続脱ガスを行う場合の水素を主体とするバージガスがある。これらの気体廃棄物は、活性炭式希ガスホールドアップ装置で放射能を十分に減衰させた後、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する。</p> <p>また、換気空気は、微粒フィルタ等を通して、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する。</p> <p>(2) 液体廃棄物は、蒸発装置、脱塩塔等で処理し、処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が十分低いことを確認して放出する。再使用可能なものは、1次系補給水として再利用する。また、処理の際に発生する濃縮廃液は、セメント固化装置（セメントアスファルト）とともに混合して固体廃棄物として取り扱う。ただし、洗浄排水蒸発装置は、当該濃縮廃液を処理するため。</p>	<p>変更による影響</p> <p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p>

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 床ドレン整流 床ドレン液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物、廃棄物処理建物等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが、比較的低い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系（除染係数約10²）又は床ドレン・化学液体系（除染係数約10³）で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7×10⁴Bq/cm³）は、原則として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>(3) 化学整流 化学整流は、海水系及び液体廃棄物処理系設備器樹脂の再生液等からなる。化学的純度は低く、機械性あるいはアルカリ性であることが多い。放射能レベルは一般に高い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系又は床ドレン・化学液体系で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7Bq/cm³）は、再使用するが一部環境に放出する場合もある。</p>	<p>(2) 床ドレン整流 床ドレン液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物、廃棄物処理建物等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが、比較的低い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系（除染係数約10²）は、原則として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>(3) 化学整流 化学整流は、海水系及び液体廃棄物処理系設備器樹脂の再生液等からなる。化学的純度は低く、機械性あるいはアルカリ性であることが多い。放射能レベルは一般に高い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系又は床ドレン・化学液体系で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7Bq/cm³）は、再使用するが一部環境に放出する場合もある。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。
<p>(2) 床ドレン整流 床ドレン液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物、廃棄物処理建物等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが、比較的低い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系（除染係数約10²）又は床ドレン・化学液体系（除染係数約10³）で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7×10⁴Bq/cm³）は、原則として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>(3) 化学整流 化学整流は、海水系及び液体廃棄物処理系設備器樹脂の再生液等からなる。化学的純度が低く、機械性あるいはアルカリ性であることが多い。放射能レベルは一般に高い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系又は床ドレン・化学液体系で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7Bq/cm³）は、再使用するが一部環境に放出する場合もある。</p>	<p>(2) 床ドレン整流 床ドレン液は、原子炉建物、ドライウェル、タービン建物、廃棄物処理建物等で発生する。化学的純度は低く、放射能レベルは一定ではないが、比較的低い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系（除染係数約10²）又は床ドレン・化学液体系（除染係数約10³）で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7×10⁴Bq/cm³）は、原則として再使用するが、一部環境に放出する場合もある。</p> <p>(3) 化学整流 化学整流は、海水系及び液体廃棄物処理系設備器樹脂の再生液等からなる。化学的純度が低く、機械性あるいはアルカリ性であることが多い。放射能レベルは一般に高い（約3.7×10⁴Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系の床ドレン・化学液体系又は床ドレン・化学液体系で処理する。</p> <p>蒸留、ろ過、脱塩した処理液（約3.7Bq/cm³）は、再使用するが一部環境に放出する場合もある。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めため。

第27条 放射性廃棄物の処理施設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) ランドリ・ドレン蔵槽</p> <p>ランドリ・ドレン蔵液は保護衣類を除染する際に生じる洗浄液であり、化粧的純度は低く、放射能レベルも低い（約4Bq/cm³）。</p> <p>これらは、液体廃棄物処理系のランドリ・ドレン系（除染係数約10³）で処理する。</p> <p>蒸留、配板した処理液（約4×10⁻⁷Bq/cm³）は、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する。</p> <p>なお、放射性物質による汚染がほとんどない下着類を除染したランドリ・ドレン蔵液は、放射能レベルが低く（約4×10⁻⁷Bq/cm³）、ろ過器で処理した後、放射性物質の濃度が十分低いことを確認して環境に放出する場合がある。</p> <p>(5) シャワ・ドレン蔵液</p> <p>シャワ・ドレン蔵液は、手洗い時に生じる廃液等であり、放射能レベルが極めて低く、液体廃棄物処理系のシャワ・ドレン系で処理する。</p> <p>放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、ろ過器を通して環境に放出する。</p> <p><u>（項目削除）</u></p> <p>・今後、2号炉からシャワ・ドレン蔵液は発生しない運用とすることから、1号炉のシャワ・ドレン系の共用を取止めることによる影響はない。</p>	<p>(変更なし)</p> <p>・2号炉のランドリ・ドレン系の処理に係る設備の設計を変更しないことから、本系に係る許可の内容に影響を及ぼさない。</p>	
<p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>平常運転時において発生する液体廃棄物の発生源としては、以下のものがある。</p> <p>(1) 1次冷却材抽出水 (2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン (3) 格納容器機器ドレン及び補助建屋等機器ドレン (4) 格納容器床ドレン及び補助建屋等床ドレン (5) 薬品ドレン（酸液ドレンを除く。） (6) 洗たく排水、手洗い排水及びシャワ排水（以下「洗浄排水」という。）</p> <p>(1)及び(2)の液体については、冷却材貯蔵タンクに貯留し、ほう酸回収装置脱塩塔でイオン交換の不純物を除去した後、ほう酸回収装置で溶存気体を分離し（分離された気体は气体廃棄物として処理する。）、ほう酸を濃縮處理する。</p> <p>処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が十分低いことを確認した後に復水器冷却水等と混合希釈して放水口から放出するか、又は1次系補給水として再使用する。また、濃縮液はほう酸溶液として原則再使用する。</p> <p>(3)、(4)及び(5)の液体については、廃油貯蔵ビットに貯留し、廃油蒸発装置で蒸発処理する。蒸留水は、廃油蒸留水脱塩塔を通して廃液蒸留水タンクに送り、放射性物</p>	<p>4.3 液体廃棄物処理</p> <p>4.3.1 液体廃棄物の発生源</p> <p>平常運転時において発生する液体廃棄物の発生源としては、以下のものがある。</p> <p>(1) 1次冷却材抽出水 (2) 格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレン (3) 格納容器機器ドレン及び補助建屋等機器ドレン (4) 格納容器床ドレン及び補助建屋等床ドレン (5) 薬品ドレン（酸液ドレンを除く。） (6) 洗たく排水、手洗い排水及びシャワ排水（以下「洗浄排水」という。）</p> <p>(1)及び(2)の液体については、冷却材貯蔵タンクに貯留し、ほう酸回収装置脱塩塔でイオン交換の不純物を除去した後、ほう酸回収装置で溶存気体を分離し（分離された気体は气体廃棄物として処理する。）、ほう酸を濃縮處理する。</p> <p>処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が十分低いことを確認した後に復水器冷却水等と混合希釈して放水口から放出するか、又は1次系補給水として再使用する。また、濃縮液はほう酸溶液として原則再使用する。</p> <p>(3)、(4)及び(5)の液体については、廃油貯蔵ビットに貯留し、廃油蒸発装置で蒸発処理する。蒸留水は、廃油蒸留水脱塩塔を通して廃液蒸留水タンクに送り、放射性物</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めるとため。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放水口から放出する。濃縮廃液は固体廃棄物として処理する。</p> <p>(6) の廃液については、洗浄排水蒸発装置で蒸発処理するか、もしくは、洗浄排水処理装置で溶存固形分を分離し、蒸留水又は透過水の放射性物質の濃度が十分低いことを確認した後、復水器冷却水等と混合希釈して放水口から放出する。各装置からの濃縮廃液は固体廃棄物として処理する。</p> <p>上記のほか、酸液ドレンタンクに集められる酸液ドレンがあるが、これは中和処理した後、固体廃棄物として処理する。</p> <p>4.3.2 液体廃棄物の発生量</p> <p>平常運転時に発生する液体廃棄物の量は、以下の前提条件に基づき推定する。</p> <p>(1) 1次冷却材抽出水量は、基底負荷運転に加え、標準的な起動停止を仮定して推定する。</p> <p>(2) 冷却材ドレン及び機器ドレンは、各機器からのドレン量、漏えい量等から推定する。</p> <p>(3) 床ドレンは、床面積、キャスクの陰染等から推定する。</p> <p>(4) 洗浄排水及び薬品ドレンは、先行炉の実績から推定する。</p>	<p>・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止められたため。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4.3.2 表に示す。</p> <p>4.3.3 液体廃棄物の放出量</p> <p>液体廃棄物の発生源のうち、1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレンの処理後の蒸留水は、評価上100%液体廃棄物として放出するものと仮定する。</p> <p>液体廃棄物の年間推定放出量を第4.3.1表及び第4.3.2表に示す。</p> <p>4.3.2 表に示す量の算定に当たっては、燃料被覆管欠陥率を1号、2号炉は1%、3号炉は0.1%と想定し、1次冷却材中の放射性物質の濃度（希ガス及びトリチウムを除く。）は、1号、2号炉は約$7.2 \times 10^5 \text{Bq/g}$、3号炉は約$5.8 \times 10^4 \text{Bq/g}$とした。</p> <p>発生源別液体廃棄物の年間推定放出量とその放射性物質の濃度の概略を第4.3.1図及び第4.3.2図に示す。</p> <p>液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動及び先行炉の放出実績を考慮して、液体廃棄物の年間放出量はトリチウムを除き、1号、2号及び3号炉それぞれ$3.7 \times 10^5 \text{Bq/y}$、トリチウムは$1.1 \times 10^5 \text{Bq/y}$とした。</p>	<p>液体廃棄物の年間推定放出量を第4.3.1表及び第4.3.2表に示す。</p> <p>4.3.3 液体廃棄物の放出量</p> <p>液体廃棄物の発生源のうち、1次冷却材抽出水、格納容器冷却材ドレン及び補助建屋冷却材ドレンの処理後の蒸留水は、評価上100%液体廃棄物として放出するものと仮定する。</p> <p>液体廃棄物の年間推定放出量を第4.3.1表及び第4.3.2表に示す。</p> <p>上記放出量中に含まれる放射能量（トリチウムを除く）は、1号、2号炉は年間約$1.5 \times 10^{10} \text{Bq}$、3号炉は年間約$1.1 \times 10^9 \text{Bq}$となる。</p> <p>放出放射能量の算定に当たっては、燃料被覆管欠陥率を1号、2号炉は1%、3号炉は0.1%と想定し、1次冷却材中の放射性物質の濃度（希ガス及びトリチウムを除く。）は、1号、2号炉は約$7.2 \times 10^5 \text{Bq/g}$、3号炉は約$5.8 \times 10^4 \text{Bq/g}$とした。</p> <p>発生源別液体廃棄物の年間推定放出量とその放射性物質の濃度の概略を第4.3.1図及び第4.3.2図に示す。</p> <p>液体廃棄物による実効線量評価を行う際には、液体廃棄物処理設備運用の変動及び先行炉の放出実績を考慮して、液体廃棄物の年間放出量はトリチウムを除き、1号、2号及び3号炉それぞれ$3.7 \times 10^5 \text{Bq/y}$、トリチウムは$1.1 \times 10^5 \text{Bq/y}$とした。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量</p> <p>平常運転時において、発生する固体廃棄物としては、液体蒸発装置等の濃縮廃液、酸液ドレン、洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液、難固体（使用済フィルタ、布、紙等）、脱塩塔使用済樹脂等がある。</p> <p>液体蒸発装置等の濃縮廃液及び酸液ドレンは、固化材（セメント、アスファルト）とともにドラム缶内に固化する。</p> <p>洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液は、可燃性難固体廃棄物とともに難固体焼却設備で焼却した後、焼却灰をドラム缶に詰めて貯蔵保管する。</p> <p>不燃性難固体廃棄物は、必要に応じ圧縮による減容等の措置を講じ、ドラム缶等に詰めるか又は放射性物質が飛散しないようになん包する。</p> <p>使用済液体用フィルタについては、必要に応じコンクリート固化装置の共用を取止め</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量</p> <p>平常運転時において、発生する固体廃棄物としては、液体蒸発装置等の濃縮廃液、酸液ドレン、洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液、難固体（使用済フィルタ、布、紙等）、脱塩塔使用済樹脂等がある。</p> <p>液体蒸発装置等の濃縮廃液及び酸液ドレンは、固化材（セメント、アスファルト）とともにドラム缶内に固化する。</p> <p>洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液は、可燃性難固体廃棄物とともに難固体焼却設備で焼却した後、焼却灰をドラム缶に詰めて貯蔵保管する。</p> <p>不燃性難固体廃棄物は、必要に応じ圧縮による減容等の措置を講じ、ドラム缶等に詰めるか又は放射性物質が飛散しないようになん包する。</p> <p>使用済液体用フィルタについては、必要に応じコンクリート固化装置の共用を取止め</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止め

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>リート等を内張りしたドラム缶に詰める。また、使用済換気用フィルタについては、圧縮減容してドラム缶等に詰めるか又は放射性物質が飛散しないようになん包する。</p> <p>脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに長期間貯蔵するものとする。</p> <p>また、大型機材等ドラム缶等に詰めることが困難なものについては、こん包等の措置を講じる。</p> <p>上記のほか、使用済樹脂等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ビットに貯蔵し、放射能の減衰を図る。</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、液体廃棄物の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>固体廃棄物の種類別年間推定発生量を第4.4.1表及び第4.4.2表に示す。</p>	<p>リート等を内張りしたドラム缶に詰める。また、使用済換気用フィルタについては、圧縮減容してドラム缶等に詰めるか又は放射性物質が飛散しないようになん包する。</p> <p>脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに長期間貯蔵するものとする。</p> <p>また、大型機材等ドラム缶等に詰めることが困難なものについては、こん包等の措置を講じる。</p> <p>上記のほか、使用済樹脂等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ビットに貯蔵し、放射能の減衰を図る。</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、液体廃棄物の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>固体廃棄物の種類別年間推定発生量を第4.4.1表及び第4.4.2表に示す。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第4.3.1表 液体廃棄物の年間推定発生量及び液体廃棄物の年間推定放出量 (1号及び2号炉合算)</caption> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>液体廃棄物の年間推定発生量</th> <th>液体廃棄物の年間推定放出量</th> <th>(1号及び2号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1次冷却材油水</td> <td>約4,600</td> <td>約4,600</td> <td>(1) 1次冷却材油水</td> </tr> <tr> <td>(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン</td> <td></td> <td></td> <td>(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン</td> </tr> <tr> <td>(3) 良木質の補助遮断機器ドレン</td> <td>約800</td> <td>約800</td> <td>(3) 良木質の補助遮断機器ドレン</td> </tr> <tr> <td>(4) 良木質の補助遮断機器ドレン</td> <td></td> <td></td> <td>(4) 良木質の補助遮断機器ドレン</td> </tr> <tr> <td>(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン</td> <td></td> <td></td> <td>(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン</td> </tr> <tr> <td>(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン</td> <td>約1,900</td> <td>約1,900</td> <td>(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン</td> </tr> <tr> <td>(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン</td> <td></td> <td></td> <td>(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン</td> </tr> <tr> <td>(8) 豪品ドレン</td> <td></td> <td></td> <td>(8) 豪品ドレン</td> </tr> <tr> <td>(9) 洗浄排水</td> <td>約4,900</td> <td>約2,400</td> <td>(9) 洗浄排水</td> </tr> <tr> <td>合 计</td> <td>約12,300</td> <td>約9,700</td> <td>合 计</td> </tr> </tbody> </table> <p>・共用化取り止めに伴う洗浄排水の年間発生量及び年間推定放出量の変更による減</p>	種 別	液体廃棄物の年間推定発生量	液体廃棄物の年間推定放出量	(1号及び2号炉合算)	(1) 1次冷却材油水	約4,600	約4,600	(1) 1次冷却材油水	(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン			(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン	(3) 良木質の補助遮断機器ドレン	約800	約800	(3) 良木質の補助遮断機器ドレン	(4) 良木質の補助遮断機器ドレン			(4) 良木質の補助遮断機器ドレン	(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン			(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン	(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン	約1,900	約1,900	(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン	(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン			(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン	(8) 豪品ドレン			(8) 豪品ドレン	(9) 洗浄排水	約4,900	約2,400	(9) 洗浄排水	合 计	約12,300	約9,700	合 计	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1，2号炉の洗浄排水処理系及び1，2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。
種 別	液体廃棄物の年間推定発生量	液体廃棄物の年間推定放出量	(1号及び2号炉合算)																																											
(1) 1次冷却材油水	約4,600	約4,600	(1) 1次冷却材油水																																											
(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン			(2) 格納容器冷却材ドレン及び補助冷却材ドレン																																											
(3) 良木質の補助遮断機器ドレン	約800	約800	(3) 良木質の補助遮断機器ドレン																																											
(4) 良木質の補助遮断機器ドレン			(4) 良木質の補助遮断機器ドレン																																											
(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン			(5) 格納容器ドレン及び補助遮断床ドレン																																											
(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン	約1,900	約1,900	(6) 低木質の原子炉遮断機器ドレン及び遮断床ドレン																																											
(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン			(7) 廃棄物処理遮断機器ドレン及び廃棄物遮断床ドレン																																											
(8) 豪品ドレン			(8) 豪品ドレン																																											
(9) 洗浄排水	約4,900	約2,400	(9) 洗浄排水																																											
合 计	約12,300	約9,700	合 计																																											

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

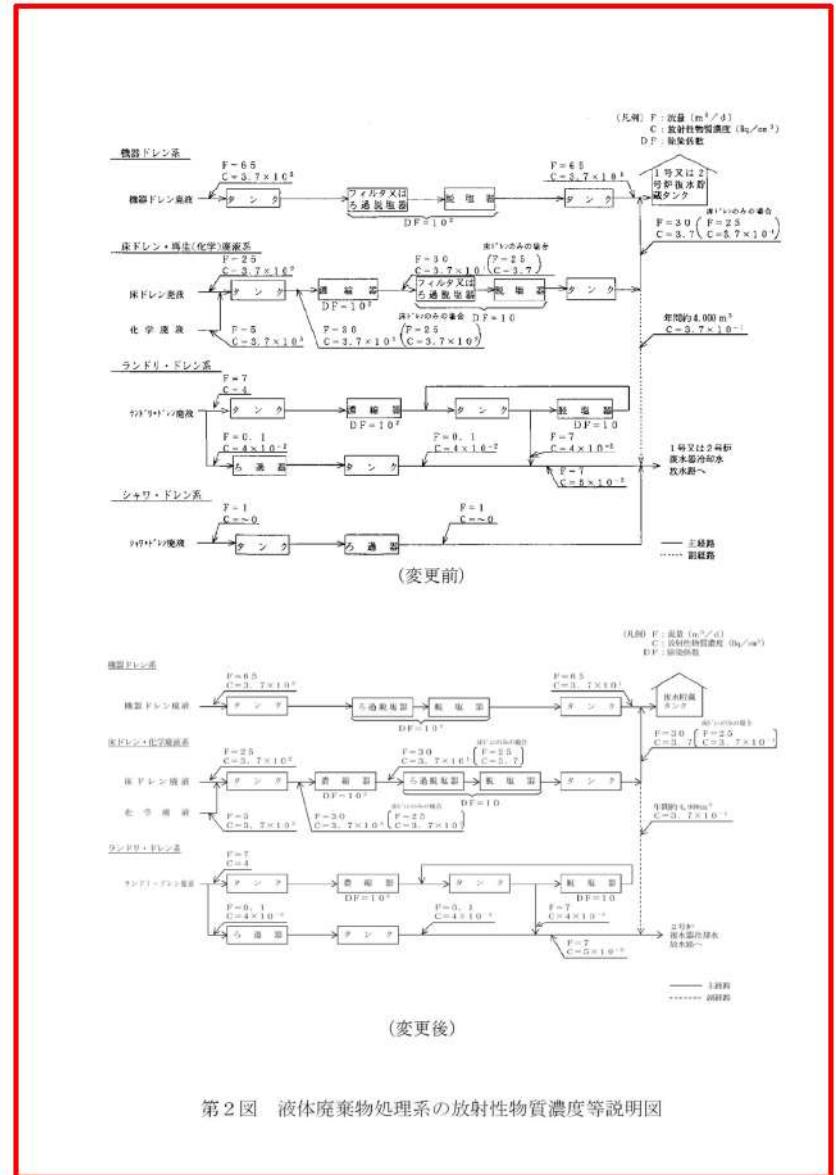
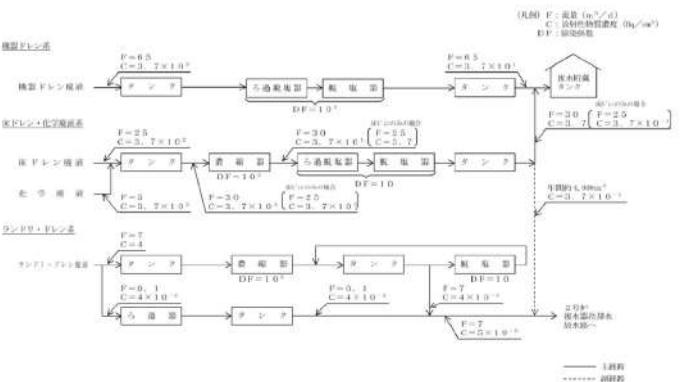
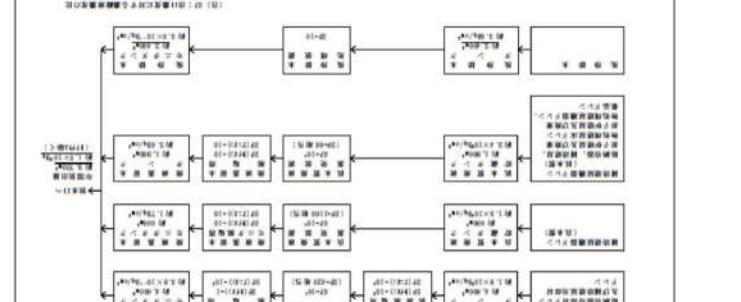
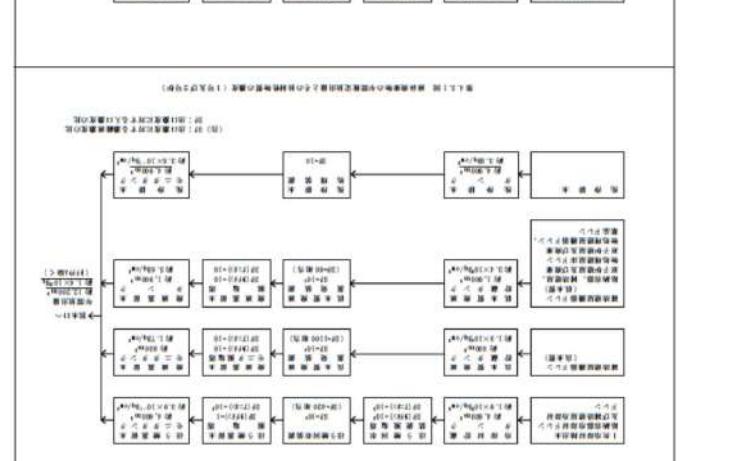
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p style="text-align: center;">第4.3.2表 液体廃棄物の年間推定発生量及び液体廃棄物の年間推定放出量 (3号炉)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>液体廃棄物の年間推定発生量</th> <th>液体廃棄物の年間推定放出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1次冷却材排水</td> <td>約3,900</td> <td>約3,900</td> </tr> <tr> <td>(2) 格納容器材ドレン及 「補助槽屋外年材ドレン」</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 補助槽屋外年材ドレン</td> <td>約1,600</td> <td>約1,600</td> </tr> <tr> <td>(4) 格納容器床ドレン及び補 助槽屋外年材ドレン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 薬品ドレン(酸性ドレンを 除く)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 先净排水</td> <td>約4,900</td> <td>約4,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約10,400</td> <td>約10,400</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">・「第4.3.2表 液体廃棄物の年間推定発生量及び液体廃棄物の年間推定放出量（3号炉）」については 変更なし。</p>	種別	液体廃棄物の年間推定発生量	液体廃棄物の年間推定放出量	(1) 1次冷却材排水	約3,900	約3,900	(2) 格納容器材ドレン及 「補助槽屋外年材ドレン」			(3) 補助槽屋外年材ドレン	約1,600	約1,600	(4) 格納容器床ドレン及び補 助槽屋外年材ドレン			(5) 薬品ドレン(酸性ドレンを 除く)			(6) 先净排水	約4,900	約4,900	合計	約10,400	約10,400	<p style="color: red;">設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1, 2号炉の洗浄排水処理系及び1, 2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止め るため。
種別	液体廃棄物の年間推定発生量	液体廃棄物の年間推定放出量																								
(1) 1次冷却材排水	約3,900	約3,900																								
(2) 格納容器材ドレン及 「補助槽屋外年材ドレン」																										
(3) 補助槽屋外年材ドレン	約1,600	約1,600																								
(4) 格納容器床ドレン及び補 助槽屋外年材ドレン																										
(5) 薬品ドレン(酸性ドレンを 除く)																										
(6) 先净排水	約4,900	約4,900																								
合計	約10,400	約10,400																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(変更前)</p>  <p>(変更後)</p> <p>第2図 液体廃棄物処理系の放射性物質濃度等説明図</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>・共用化取り止めに伴う1号及び2号炉における洗浄排水の年間発生量及び年間推定放出量の変更 $(4,900 \text{m}^3/\text{y} \rightarrow 2,400 \text{m}^3/\text{y})$によって、年間放出量が減少する ($1.6 \times 10^{10} \text{Bq} \rightarrow 1.5 \times 10^{10} \text{Bq}$)。</p>  <p>(各の貯留槽) 計算式基準値別分を用いた洗浄排水量算出・算定工程</p>  <p>(各の貯留槽) 計算式基準値別分を用いた洗浄排水量算出・算定工程</p>  <p>(各の貯留槽) 計算式基準値別分を用いた洗浄排水量算出・算定工程</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1, 2号炉の洗浄排水処理系及び1, 2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

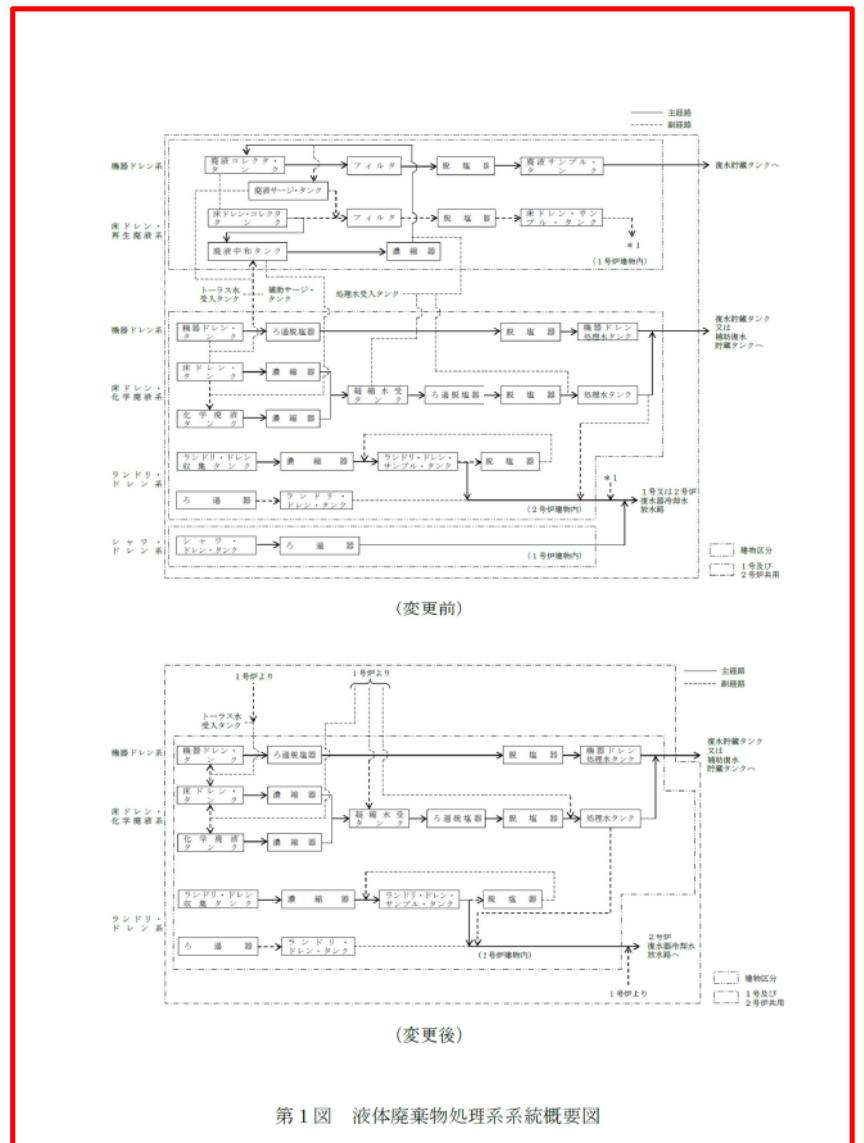
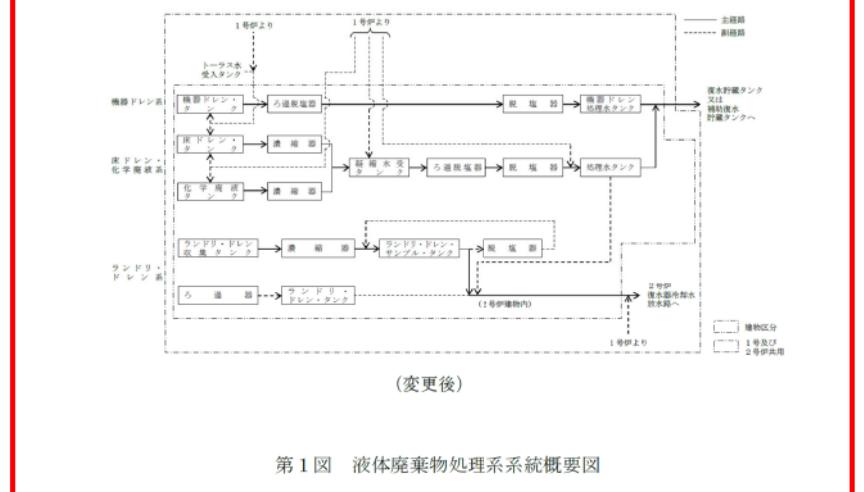
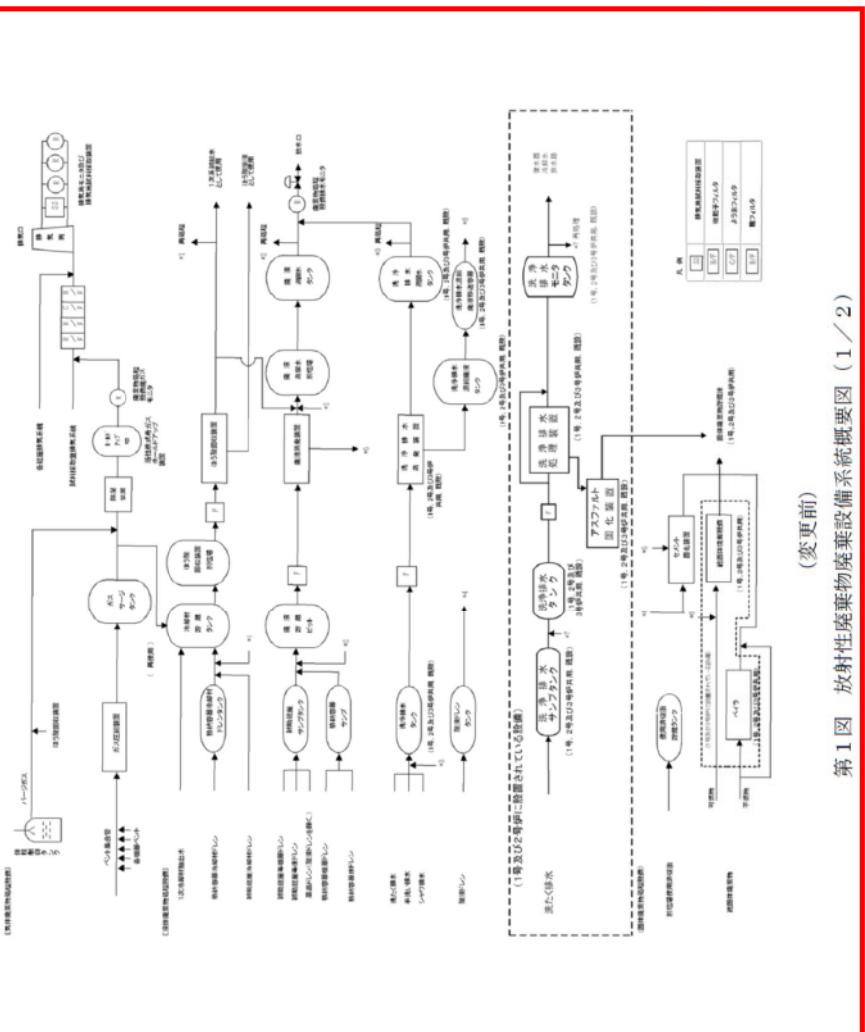
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>「第4.3.2 図 液体廃棄物の年間推定放出量とその放射性物質の濃度（3号炉）」については変更なし。</p> <p>(変更なし)</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1, 2号炉の洗浄排水処理系及び1, 2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

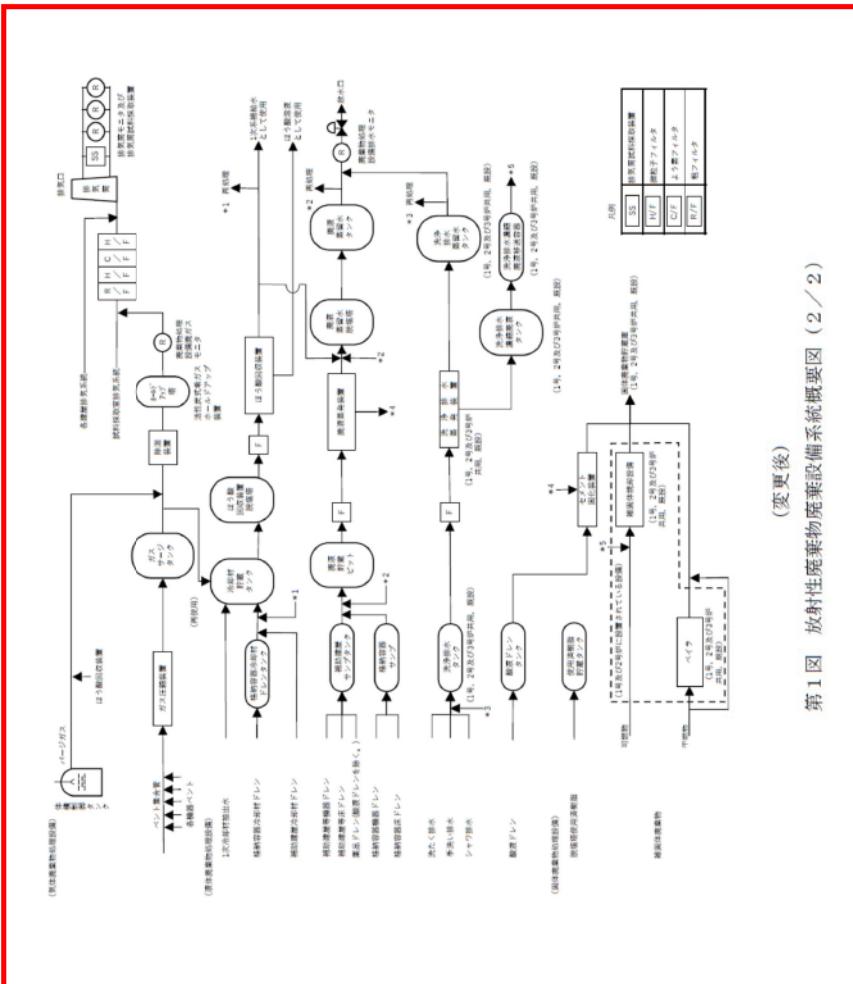
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(変更前)</p>  <p>(変更後)</p> <p>第1図 液体廃棄物処理系系統概要図</p>	 <p>(1号炉及び2号炉に供給されている仕様)</p> <p>第1図 放射性廃棄物処理設備系系統概要図 (1 / 2) (変更前)</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

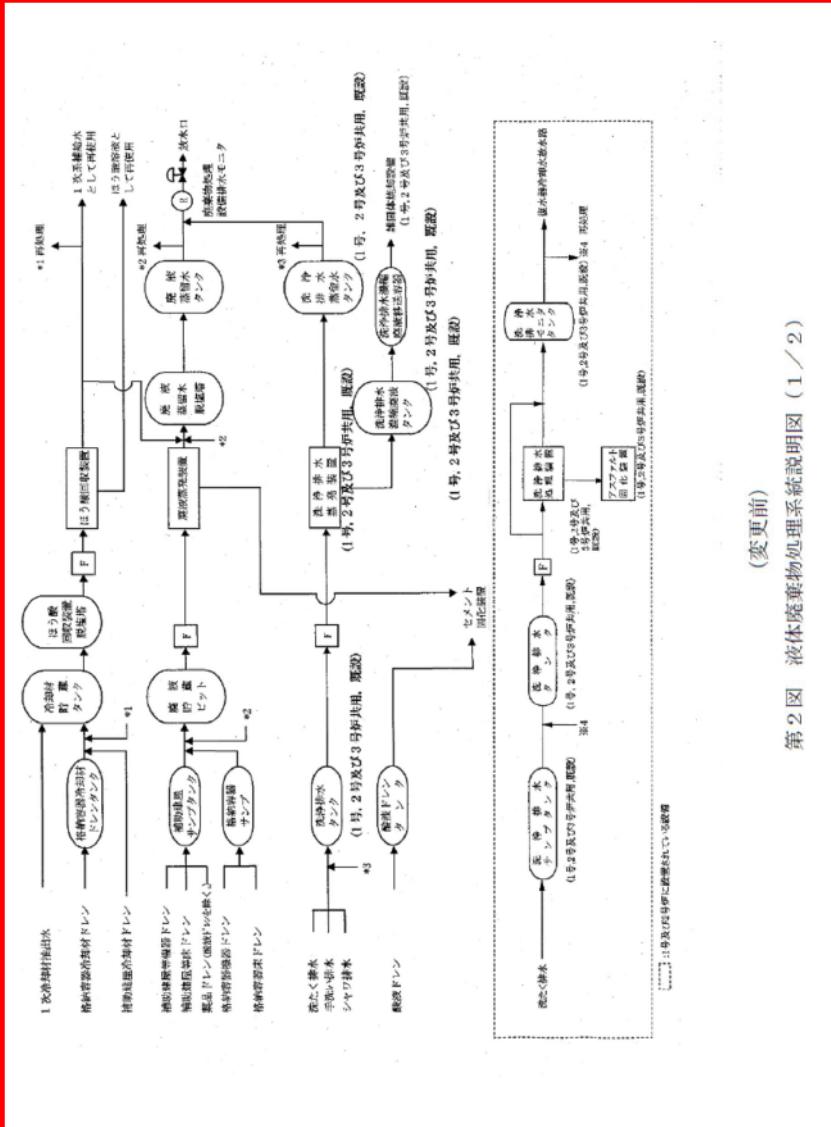
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>（放射性廃棄物処理施設）</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>泊発電所3号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めることで、設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）となる。</p> <p>（変更後）</p> <p>第1図 放射性廃棄物処理施設概要図（2／2）</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めることで、設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）となる。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

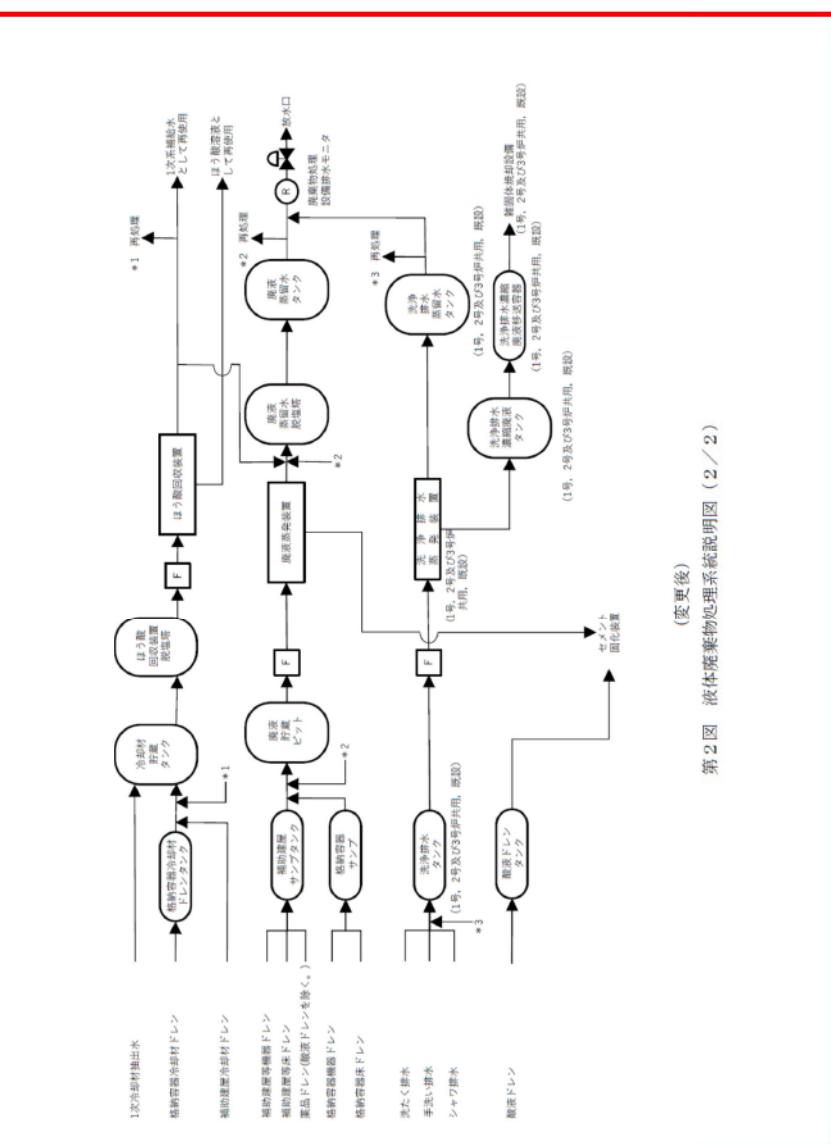
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(変更前)</p> <p>第2図 液体廃棄物処理系統説明図（1／2）</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The flowchart illustrates the radioactive waste treatment system for both plants. Key components include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Isotope Recovery System (I.R.系回収装置): Located at the top left, it receives waste water from various sources and sends treated water back to the main system. Waste Water Treatment System (汚淡水処理系): This system includes a series of tanks and filters for treating waste water from various sources. High-Level Waste Tank (高濃度廃液タンク): A large tank where high-level waste is stored. Low-Level Waste Tank (低濃度廃液タンク): A smaller tank for lower-level waste storage. Sludge Treatment System (沈殿処理系): A system for treating sludge from various sources. Sludge Dewatering System (沈殿脱水系): A system for dewatering sludge. Sludge Solidification System (沈殿固化系): A system for solidifying sludge. Sludge Disposal System (沈殿処理系): A system for disposing of treated sludge. Water Treatment System (洗浄水処理系): A system for treating wash water from various sources. Drainage System (排水系): A system for draining waste water from various tanks. <p>Annotations with red numbers indicate specific differences:</p> <ul style="list-style-type: none"> *1: 施設別 *2: 両共用 *3: 両別用 <p>Red boxes highlight sections of the diagram where significant differences exist between the two plants.</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

第2図 液体廃棄物処理系統説明図（2／2）
 (変更後)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

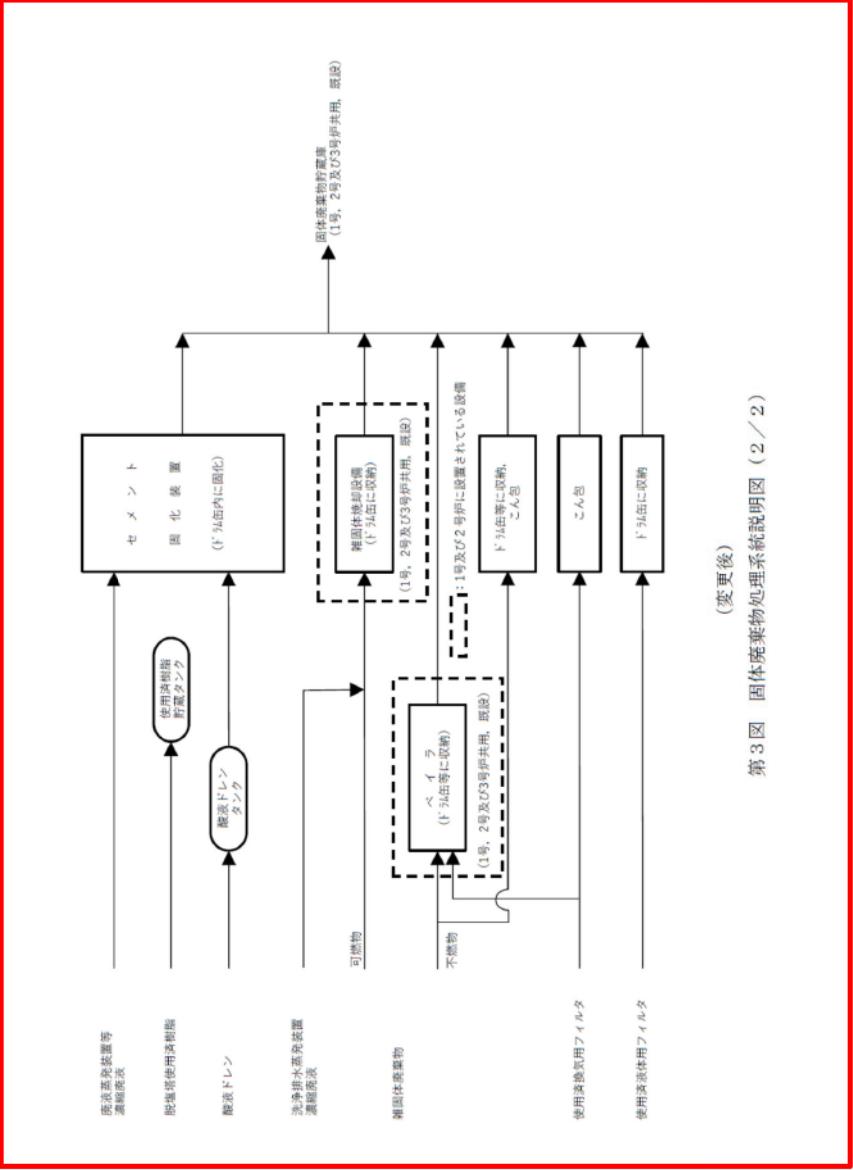
第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">(変更前)</p> <p>第3図 固体廃棄物処理系統説明図 (1 / 2)</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第27条 放射性廃棄物の処理施設

島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <pre> graph TD subgraph Unit3 [泊発電所3号炉] direction TB A[セメント 固化装置] --> B[使用済油槽 斜面タンク] B --> C[酸性ドレンタンク] C --> D[可燃物] D --> E[不燃物] E --> F[ペイライラ (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] F --> G[1号及び2号炉に設置されている設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] G --> H[ドム缶等に収納, こん包] H --> I[こん包] I --> J[ドム缶に収納] J --> K[固体廃棄物防護壁 (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] end subgraph Units12 [島根原子力発電所2号炉] direction TB L[廃液蒸発装置等 濃縮缶] M[貯槽塔使用済油槽] N[酸性ドレン] O[洗浄排水系免査装置 濃縮缶] P[酸性ドレン] Q[セメント 固化装置] R[使用済油槽 斜面タンク] S[酸性ドレンタンク] T[可燃物] U[不燃物] V[ペイライラ (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] W[1号及び2号炉に設置されている設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] X[ドム缶等に収納, こん包] Y[こん包] Z[ドム缶に収納] AA[固体廃棄物防護壁 (1号, 2号及び3号炉共用, 原送)] end L --> M M --> N N --> O O --> P P --> Q Q --> R R --> S S --> T T --> U U --> V V --> W W --> X X --> Y Y --> Z </pre>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、1、2号炉の洗浄排水処理系及び1、2号炉のアスファルト固化装置の共用を取止めること。

(変更後)
第3図 固体廃棄物処理系統説明図 (2 / 2)